

令和3年12月第4回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 令和3年12月3日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

会計管理者	鈴木正義
財政課長	和田暢祥
国保年金課長	石井健一
高齢者福祉課長	飛田雅章
下水道課長	中村正巳
水道課長	古西弘一

・連絡員

総務部参事	片岡和久
秘書広報課長	田中和彦
社会福祉課長	堀越和則
子育て支援課長	春日葉子
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教育長	加曾利佳信
教育次長	関貴美代
教育総務課長	井口安弘
教育委員会参事	鈴木浩明

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長	梅澤孝行
-----------	------

○代表監査委員

・議案説明者

監査委員事務局長	柿沼典夫
----------	------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	日野原広志
副主幹	須賀澤勲
主査	渋谷佳子
主査	嘉瀬順子
主任主事	今関雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程

令和3年12月3日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案の上程
  - 議案第10号
  - 提案理由の説明
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の件

**○議長（鈴木広美君）**

ただいまの出席議員は19名です。

議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、11月24日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第10号の提案理由の説明を求めます。

**○市長（北村新司君）**

本日追加提案いたしました議案第10号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議会におきまして、議案第8号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議決いただいたところでございますが、今回追加提案いたしました内容につきましては、効率的な行政運営を推進するための組織体制の見直しと併せて、個々の職員のマネジメント能力の向上、指揮命令系統の強化を目的として、班長制から係長制へ移行するために、所要の改正を行うものでございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

ただいま上程されました議案第10号に対しての質疑通告は、11月30日に上程された議案と併せて、12月7日午後1時までに通告するようお願いいたします。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申合せにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制でお願いいたします。

それでは、順次質問を許します。

最初に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

**○京増藤江君**

それでは、子どもたちの健やかな成長への支援充実を、農業問題の2点にわたって質問いたします。

1点目に、子育て・教育問題。

まず初めに、学校、幼稚園、保育園等の安全対策について、伺います。

各地で無差別に人を傷つける事件が頻発しています。また、宮城県登米市では11月に、子どもを殺すためにと、こども園の園庭に刃物を持った人物が侵入する事件が起きました。子どもや職員を守るために、八街市においても各施設に対し、携帯用の押しボタン式の通報装置やブザーの配付を求めますが、いかがでしょうか。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

幼稚園、学校における安全対策として最も危惧しているところは、園内や校内に不審者が侵入してくることです。そのため、各教室、職員室には緊急時の連絡体制や避難体制を明示したフローチャートを掲示しております。さらに、不審者や侵入者が園内、校内に入ってきたことを想定し、年に数回、市の安全安心担当官や警察官を講師に招き、短時間で的確な避難ができるよう、指導を受けております。

次に、保育園での侵入者への対応といたしましては、門及び玄関は送迎時間以外は施錠しており、簡単に不審者が侵入できないようにしております。園庭などに園児がいた場合などは、全保育士が所有している笛などで危険を知らせ、直ちに園舎内へ園児を避難させることとしております。また、園舎内にいる職員は火災報知機を作動させ、警備会社に異常を知らせるとともに、110番通報にて対応することとなっており、園児の安全確保を最優先として考えております。

このように、園児・児童・生徒の安全を確保するため、職員も研修や研鑽に励んでおります。

なお、安全対策の1つである緊急通報装置の導入につきましては、防犯対策上、極めて有効であると考えておりますので、今後は導入に向けて検討してまいります。

また、新型コロナウイルスにおきましても、新たな変異株も発見されておりますので、引き続き感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。

**○京増藤江君**

幼稚園や保育園、そして学校などで、しっかりと危険に対する対策はされていると。本当にその点については、皆さんが必死になって気を付けておられることを、私はよく分かっています。

先ほど緊急通報装置などについてのお答えがあったんですけど、すみません、具体的にはどうなのか、もう一度お願いいたします。

**○教育次長（関 貴美代君）**

お答えいたします。

先ほど教育長の答弁の中にもありましたとおり、安全対策の1つである緊急通報装置の導入につきましては極めて有効であると考えておりますので、今後は導入に向けて検討してまいります。ですので、まだ具体的な検討の方はされておられません。

**○京増藤江君**

導入に向けて考えてくださるということで。これは本当に保護者の方、職員の方も非常に安

心感があるのではないかと思います。

その際に、ブザーなどが鳴って、危険が外に知られるような、そういうことも考えておられるのかどうか、お伺いします。

**○教育次長（関 貴美代君）**

先ほどもちょっと申し上げたんですけど、まだ緊急通報装置等で具体的なものはありませんので、今後、各関係、保育園や幼稚園や学校等を含めて検討させていただきたいと考えております。

**○京増藤江君**

施設では、中に入らないようにというところで、かなり施錠されているというふうに私も思います。外にいたときに、やはり第一歩を防ぐことがすごく大事なのかなと思いますので、現場の先生方の声をよく聞いて、皆さんが本当に使いやすい、安心感のある、そういう方法を考えていただきたいと思います。

次に、子どもの弱視の早期発見について、伺います。

平成29年9月議会におきまして、3歳児健診の受診率向上及び両眼機能異常の発見率向上を求めた際に、本市における小学校1年時の眼科検診実施状況によりますと、斜視等の両眼視機能異常の児童は平成27年度までの3年間、1割を超えていました。平成30年、令和元年度、また令和2年度もやはり1割を超えております。3歳児健診に屈折検査機器を活用すれば弱視の検出率が大幅に向上し、早期治療につなげることができる、そういう可能性があるということで、厚生労働省は自治体が屈折検査機器を購入した際の費用を半額補助することを来年度概算要求に盛り込んで、普及を図る方針になっています。

新年度予算で屈折検査機器の導入を求めますが、いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

3歳児健診時における眼科検診は、弱視の早期発見に有効であることは認識しております。3歳児健診時の視力検査においては、ご家庭で視力検査を行っていただき、その結果を3歳児健診で、保健師が問診などで、ご家庭などでの注意すべきしぐさなどの確認して、判断に役立てております。

さらにダブルチェックすることにより弱視の発見につながることから、フォトスクリーナーの導入に向けて、検討してまいります。

**○京増藤江君**

導入に向けてということなんですが、早期の導入が必要と思うんですが、新年度予算で導入する、そういう検討なのかどうか、お伺いします。

**○市民部長（吉田正明君）**

この事業につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたように、来年度、国の方で母子保健対策強化事業の中で屈折検査機器については補助対象にするということが表明されたところでございます。当然、市といたしましても、補助率が国の方で2分の1を頂けるわけで

すから、こういった機会を逃さずに事業化に向けて検討していきたいというふうに考えております。

#### ○京増藤江君

3歳児健診で見逃された場合、小学校に上がる直前の場合、もう目が見えなくなってしまうと、それぐらいのことを言われて、本当に悩みに悩んだ保護者の方がいらっしゃることを考えますと、一刻も早い導入をぜひお願いいたします。期待しております。

3点目に、教育の充実についてです。

産休の代替職員が見つからないなど、学校では一人でも教職員を増員できればありがたいというような状況が続いています。教職員増員の見通しはいかがか、伺います。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教職員の配置は県の標準配置に基づいて行われておりますが、教育の充実には教職員の増員が必要不可欠であると考えております。そのため、教職員の増員につきましては、八街市教育委員会をはじめ、多くの教育関係団体が文部科学省や千葉県教育委員会に要望しております。

八街市では、児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員、カウンセラー、図書館司書、給食補助員など、計64名の会計年度任用職員を採用しております。会計年度任用職員を採用することで、教職員の児童・生徒への対応がより効果的になるとともに、教材研究や事務処理、保護者対応にかかる時間を増やすことができるため、教育の充実にもつながるものと考えております。

今後も、子どもたちのニーズに合わせた人員配置ができるよう努めるとともに、教職員の増員を引き続き国や県に強く要望してまいります。

#### ○京増藤江君

教職員が十分に配置されているというような自治体は少ないのではないかと思いますけれども、八街市の場合、産休の代替教員を確保できない、そういう学校は何校あるのか、その場合の対応はどうなっているのか、伺います。

#### ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

現在、未配置、産休代替が確保できていない学校につきましては、実住小学校と八街東小学校、八街南中学校の3校です。対応といたしましては、千葉県教育委員会の方へ早急に配置いただけるように要望しております。配置されるまでの間につきましては、教頭及び担任を持っていない専科の教員が対応しているところでございます。

#### ○京増藤江君

3校で不足していると。要望はしているけれども見つからないところでは、教頭先生、担任を持たない先生が代わりに教室に入っているということなんですけれども、教頭先生、また担任を持たない先生というのは、やはりそれなりに全体を見なきゃいけないとか、やるべき

ことがありますよね。学校全体を見て、本当にどういう状況になっているのか、そういう点では、代わりがないから教室に入る、これは今までも続いてきたと思うんですけども、いつまでもこんなことを続けてはいけません。要望していてもなかなか見つからない、そういうのは本当に子どもたちの教育にとって大きなマイナスになっていると思います。

特に、教職希望者が今減っておりますから、本当に解決できるのか、私は大変心配なんですけど、実際に解決できるというふうに思っているんですか。その点について、伺います。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

先ほども述べましたけれども、教職員につきましては県の標準配置に基づいて行われているところでございます。おっしゃるとおり、教頭、そして教務主任、担任以外の職員もそれぞれ職務を持っておりますので、その職務を果たさなければいけないということで、各教室に入ることが非常に負担になっていることはそのとおりでございます。ただ、私どもとしましては、県の方に職員をいただきたいということで強く毎回要望しているところでございますけれども、県の方も配置する人材が不足しているということで、市町村においても該当の対応できる職員を探していただけないかという希望もこちらに来ております。県も、私たち八街市も、強く、代替になる教職員を探しているところでございますけれども、もう既に100パーセント近い人材を充てているところでございまして、各学校に入れる人材を探すのに苦慮しているところでございます。

今後も県の方に、正式な職員が配置できるように、何度も強く要望してまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

全国的にも教職を希望する若い方が少なくなっているという点で、本当にいろいろと要望されているんですけども、実際に確保できるのかという点では心配です。人が確保できない中で先生方の負担も増えていく、ますます仕事が大変で希望者が少なくなっていくということもありますので、その点についてはやはり先生方の労働時間とか仕事量を、そういうものをきちんと現場から国の方にもしっかりと届けて、教職を希望される、本来ならばやりがいのある教職のはずですから、希望者が増えるように、そういうことも提案していく必要があると思うんですが、この点についてはどのような対応をされているのか、伺います。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

先ほどから何度もお話しさせていただいていますように、人員配置につきましては県の方と綿密に常に連絡を取り合っているところでございます。議員がおっしゃるとおり、教職員の働き方改革にもつながる、重要な人員配置の問題でございます。

このことにつきましてはマスコミ等でも報道されておりますけれども、教職員免許制度にも関わることで、定年間際の職員が免許を更新する時期が来たときに、改めて更新しない職員がおります。そうすると、その職員が優秀であっても代替職員として採用することはできま

せん。国の方に免許制度の改革も含めて、私たちはお願いしているところでございます。

**○京増藤江君**

八街の方の中にも、先生になった娘さんが、二度と先生にならないということで途中で辞められたと、そういう話も聞きます。先生になってよかった、いい仕事だと思えるような、そういう働き方を現場でしっかりつくり上げていただきたいと思います。

次に伺いたいのは、本来ならば特別支援教室で学んだ方がいいかなと思われるような、そういうお子さんも普通学級に在籍されていると思うんですが、普通学級に在籍しているお子さんも特別支援教室で過ごすことがあると思うんですが、この点はどのようになっているのか、伺います。

**○教育次長（関 貴美代君）**

お答えいたします。

特別支援学級の児童・生徒につきましては、特別支援学級と、あと普通学級にも支援の必要なお子さんがあるので、そこを行ったり来たりの通級ということで、時間に応じて通級して学校生活の方を過ごしています。

**○京増藤江君**

普通学級から特別支援教室で学ぶ、過ごすということもあるわけですね。その場合に、例えば特別支援教室のクラスの定員は8人ですね。例えば定員いっぱいの8人がクラスに在籍しているとしたら、増えますよね、人数が増えると思うんですが、その点で職員は増やすのかどうか、その時間帯は増やしているのかどうか、伺います。

**○教育長（加曾利佳信君）**

お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、8人の定員が特別支援学級にはございます。通級の場合には基本的には籍は特別支援学級の方に置いていただいて、普通学級の方に通級するという形が主になりますので、8人という定員は維持して実施しているところでございます。

**○京増藤江君**

支援学級は8人定員であっても、一人ひとりの状況が違うから、一人ひとりの教育計画があると思うんですけれども、そこにプラスしてお子さんが入っていくという点では、やはり支援員が必要になるのではないかと思いますので、お子さんたちにぜひ十分な教育ができますように、対応をお願いしておきたいと思います。

次に、児童クラブの設置増について、伺います。

八街東小学校の児童は学校からかなり距離のある児童クラブまで、線路を渡り、歩道のない道路を歩かなければなりません。今まで空き教室がないということでしたが、現状はどうか、安全に通える児童クラブの設置を求めますが、いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

本市では放課後児童健全育成事業に基づきまして、近年における女性の就業割合の高まりや

核家族の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえまして、放課後や週末に児童が安心して過ごせる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成に取り組んでおります。

現在、本市の児童クラブは各小学校ごとに設置されておりまして、約360名の児童が在籍しております。また、全ての児童クラブにおきまして、定員数は越えておらず、増設の要望もないことから、児童クラブは充足していると考えております。しかしながら、八街児童クラブに八街東小学校と実住小学校の児童の一部が通所しており、通所途中での安全が懸念されることから、児童クラブを学校内もしくは学校近くに設置できるよう、今検討しているところでございます。

今後も児童クラブにつきましては基本的な生活習慣、年齢の違う児童との交わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる子どもの育成に努めてまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

実際に八街東小学校に児童クラブの新たな設置が必要だと私は思うんですけども、具体的には何もないんでしょうか、計画は。八街東小学校に空き教室はないのか、なければ私はまた違う方向を考えなければいけないと思うんですが、この点について伺います。

#### ○市民部長（吉田正明君）

児童クラブにつきましては、ただいま市長がご答弁申し上げましたように、今現在、教育委員会、それから学校の方のご協力をいただきまして、学校内での空き教室に向けて、今、担当課の方で協議を進めているところでございます。当然、空き教室の方が生み出せば、学校内に児童クラブがある方が、通う児童にとってはいいわけですので、学校内の設置、あるいはそれが無理であれば、例えば八街東小学校であれば、脇の第一幼稚園の空き教室の利用ということも含めながら、早急に検討してまいります。

#### ○京増藤江君

保護者の方から、本来ならば児童クラブに通わせたいけれども、踏切を越えて行かせるわけにはいかないということで今は諦めている、そういう電話を、私も、議会報告を配ると、頂くことがあります。これは4月から、ぜひ対応していただきたいと思います。

八街東小学校になれば、私は第一幼稚園をお借りしてもいいのではないかと、空き教室があれば、そういう様々な方向から安全対策をぜひ、この4月から取っていただきたいと、強く要望しておきたいと思います。

次に、外国籍の親子への支援充実についてです。

外国籍の方々のうち、特に妊娠中や子育て中の方々に対する支援の充実が必要です。子どもの幼稚園入園を希望していた保護者が、日本語が分からず、入園手続の仕方が分からないまま、入園できなかった例があります。英語が分かる方は多いと思われまます。数字など、英文と日本語の両方で出す、そういう方法を考えてはいかかと思いますが、どうでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市には令和3年10月31日現在、53か国、2千503人の外国籍の方が暮らしておりまして、そのうち18歳以下の子どもは211人でございます。

外国籍の親子の支援についてでございますが、全ての日本国籍の方と同様の支援を行っており、児童手当や母子手帳などの諸手続に来庁された際には、丁寧な聞き取りや対応を心がけ、必要であれば多言語翻訳機を使用して、スムーズな事務を行っております。

また、市内には子どもや保護者の身近な居場所として、子ども・子育て支援事業などの情報提供や相談、また親子の交流などができる児童館、おやこサロン「ひまわり」、子育て支援センターがございますので、外国籍の方にも気軽にご利用していただけるよう、周知していきたいと考えております。

#### ○京増藤江君

市の方が丁寧に接し、またきちんと対応していこう、そういうふうに努力されているのはよく分かります。しかし、実際には、先ほども申し上げましたように、幼稚園に入園させたかったのにできなかった、手続が分からない、日本語も分からないということがあったわけですから、今、日本に来ていらっしゃる方の中には英語だったら分かるという方も多いと思います。子どもが生まれてからだけではなく、妊娠中から本当に必要だと思えます。皆さんにきちんと情報が伝わるように、英文を使って通知する、こういう点についてはぜひ対応していただきたいと思うのですが、どうなのでしょう。

#### ○市民部長（吉田正明君）

市からの通知文等々に英文を添えてというご指摘かと思いますが、なかなか市から発送いたします全ての文章に英文を添えてというのは実際には難しいかと思えます。ただ、ある程度、市の予定等々につきましては広報やちまたの方にも掲載させていただいていると思えますけれども、広報やちまたの方には多言語対応アプリというものが、たしか広報に載っているかと思えます。そういったものを、できましたらスマートフォンなどで、アプリを使ってインストールしていただいて多言語対応、そういったところから情報を入手してもらうというような方法も1つの方法ではないかと思えます。

#### ○京増藤江君

子どもが生まれてから、また幼稚園や保育園に行くまでの間、子どもたちのしつけがどうか、日本の習慣にどうなじむのか、保護者の方で分からないまま過ごしておられる方もいらっしゃると思います。割と外国籍の方々は仲間とのつながりがある方もいらっしゃるんですけども、それでも抜けていく、そういうこともあるわけですから、少しでも市の方の様々な支援から外れないような、そういう方法を私はしっかりと取っていただきたいと、要望しておきたいと思えます。

次に、経済的支援の充実についてです。

まず初めに、給食費の無料化についてです。

消費税増税、物価高、コロナ禍等によって貧困が広がる中、学校給食費の収納率は平成30

年度97.63パーセント、令和元年度97.09パーセント、令和2年度96.98パーセントと、この間、下がっています。また、成田市を含む印旛郡9市町の中で令和2年度現年度分の収納率は最下位となっています。子育て世帯の生活の厳しさが増えています。子育て支援充実の一環として給食費無料化を求めますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校給食の提供に関わる経費につきましては、学校給食法でその負担区分が定められており、保護者に負担いただく給食費は食材購入費相当額のみとなっております。それ以外の学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費につきましては小・中学校の設置者である市が負担しているところです。

本市の給食費は小学校が月額4千430円、中学校が月額5千600円で、この額を現在の平均額と比較しますと、小学校、中学校ともかなり低額の状況を維持しており、既に保護者の負担軽減に配慮しているところでございます。

ご質問の給食費の無償化には、本市における給食事業収入のうち、教職員等及び要支援者等を除き、年間2億円の財源が必要であり、本市の財政状況を鑑みますと、給食費におけるさらなる経済的支援は現段階では難しいものと考えております。

なお、経済的な事情により給食費の負担が困難な保護者に対しましては、各小・中学校との綿密な連携や、広報やちまた及び市のホームページで就学援助制度の活用を周知するとともに、保護者から相談があった場合には、個々の状況を十分に把握しながら、状況に応じた対応を心がけており、今後も引き続き丁寧に対応してまいります。

#### ○京増藤江君

丁寧に対応されていると思うんですけども、それでも収納率が下がっているということは、生活が大変なのではないか。また、大変でも、もしかしたら相談できていないのか、どちらかが考えられます。引き続き丁寧な対応と、今までちゃんと支払ってこられた世帯が払えなくなった場合、そういう対応の仕方、新たな滞納世帯に対する対応の仕方必要と思います。

しかし、今、全国でも給食費の無償化、無料化が広がっているところです。私は給食費の無料化というのはやはり今後必要になると、今も必要でございませう。確かに先ほども答弁にありましたように、全員の無償化には約2億円かかるということございませう。それならば、例えば中学生の給食費の無料化は約8千万円ということのようございませう。ですから、子育てによりお金がかかる中学生の給食費の無料化から始めてはどうかというふうに思いますが、この点についてはいかがございませうか。

#### ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

中学生の給食費の無償化につきましても財源の確保が不可欠となっております。必要な財源を全て市の一般財源で対応することになりますと、本市の基本計画や財政推計との調整を要するなど、すぐには難しいものございませうので、まずは国、県の方針や他市町の動向を注視してま

いりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

本当に市の方の財政も大変だし、保護者の生活も大変ということで、どうすれば負担を減らすことができるのかというところで、私は考える必要があると思います。

給食費の収納率はこの間、下がっておりますが、96.98パーセントと、国保税や介護保険料の収納率と比較すると高い状況です。生活が厳しい中でも子どものための費用を優先したいという、こういう思いが表れているわけですね。半額にしたらどうなのか、やり方はいろいろあると思います。少しでも保護者の負担を減らして、子どもたちが楽しく給食を食べられる、保護者も安心できる、そういう方向を考えていってほしいと思います。

また、平成30年度の収納率は印旛郡市中、成田市も含めて、最下位ではなかった。それが今回、最下位になっているわけですから、市民の暮らしがいかにか大変になっているか、そこを考えていただきたいと思います。

次に、小・中学校のトイレに生理用品配置をとということで、伺います。

女子児童・生徒が安心して健康な学校生活を送れるよう、小・中学校のトイレの個室に生理用品の配置が必要です。担当課の計算によりますと、年間の費用は、大ざっぱですが、大体499万円ぐらいかかると。小・中学校についての配置を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、市内全中学校において、保健室に生理用品が常備してあること、困ったときはいつでも相談ができることを各トイレの個室に掲示し、生徒へ周知しております。また、小学校においても早急に掲示するよう、準備を進めております。

教育や支援の場である学校といたしましては、児童・生徒が生理用品を受け取りに来た機会を捉え、困り感に寄り添い、心身の健康相談につなげております。その相談活動の中から家庭の経済的不安や困難さが把握できた場合は、就学援助制度などの経済的支援につなげていくことができると考えております。

#### ○京増藤江君

今、小・中学校トイレの個室に生理用品を置いていこうという流れが始まっているわけですから、この流れが八街市でもできるように、そういう方向で考えていただきたいと思うんですが、例えば小学校から始める、中学校から始める、できるところから考えていくという点についてはいかがでしょうか。

#### ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁のとおり、教育委員会といたしましては、児童・生徒が保健室に来た機会を捉えて、健康相談や経済的支援につなげています。例えば個室に常備することによって、衛生面、いたずらなどの対策が必要となってきます。また、児童・生徒個人によっては

アレルギーの配慮もしなければならぬと考えております。個人が自分に合ったものを使用するのが安全だと考えております。緊急的に困った場合、児童・生徒におきましては保健室に来てもらうように指導してまいります。

#### ○京増藤江君

そういう方法もあると思いますけれども、やはり個室に置いていく、公共施設にも置いていくという方向で、あちこちでも実施しているという状況ですから、学校のトイレにも私は自然に、トイレットペーパーと同じように置いていく、そういう方向でぜひ考えていってほしいと思います。

次に、2、農業問題。

農業の活性化、後継者対策について、伺います。

次世代育成給付金制度の内容が変わるようでございます。自治体に負担をかぶせず、今まで以上に、より多くの希望者が利用しやすい制度になるのかどうか、これが重要と考えますが、詳細について、伺います。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先般、国の令和4年度予算の概算要求におきまして、国の新規就農対策が大きく見直しされることが発表され、農業次世代人材投資事業も事業内容が見直しされる予定となっております。現時点では詳細な情報はございませんが、国が行った説明会では、今回の見直しは地方が中心となり、新規就農者を確保する取組を後押しし、国と地方が一体となった効果的な支援を行っていくこととしておりまして、これまで国費100パーセントであった新規就農者への資金面の支援について、地方負担が求められることとなります。なお、地方負担については県の負担にすることを考えておりまして、その負担については交付税措置を要求しているということでありました。

事業内容につきましては、経営開始の支援として、これまで年間150万円を5年間支援する内容でございましたが、見直しでは、経営開始資金として最大1千万円を公庫から無利子で融資の上、その償還金を国と地方が支援するという内容になります。新規就農者としては、一括で1千万円を受けられ、就農初期に必要なトラクターなどの機械等の導入が容易にでき、安定した営農が始められることは大きなメリットであると考えております。

今回の見直しに係る事業の詳細については、近いうちに国から示されると思いますが、新たな後継者対策として、より多くの新規就農者が着実な経営発展につながるよう、期待しているところであります。

#### ○京増藤江君

まだはっきりとは分からないところが多いようですけれども、今までより多額のお金が入ってくる、新規就農者に入ってくる、そういう面もあるようですが、そういう条件がいい方向になるのであれば、細かい条件をつけずに希望者全員が利用できる、そういう制度になるように、ぜひ声を出していただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、より安全な食料の生産について、伺います。

輸入小麦を使用した学校給食のパンから、発がん性等が疑われる除草剤、グリホサートが検出されています。国産の小麦からは検出されていません。2019年度における小麦の自給率は約16パーセントです。小麦や給食で使用する食材の自給率を高めるよう求めますが、いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

小麦などの国内自給率の低い食材は、諸外国との生産条件の格差により不利があることから、国内の生産者が積極的に生産に取り組めないということが実情でございます。このため、国では小麦等の国産農産物の生産、販売を行う農業者に対しまして、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金制度を設けるなどの対策を行っており、本市の農事組合法人も交付金を活用いたしまして小麦生産を行っているところであります。さらに、本市では独自に小麦の種子の購入費に対し補助するなど、小麦生産の拡大を進めており、県内でも上位の生産量を誇っております。しかしながら、小麦などの食料自給率はまだ低いことなどから、国におきまして、生産者へのさらなる支援が必要であると思っております。

そういう中で、私が現在、委員として務めております千葉県農政審議会の中で、しっかり議論を申し上げて、意見を述べさせていただきたいと考えております。

**○京増藤江君**

子どもたちに安全な食べ物を十分に供給することは大人の責務です。いすみ市では2017年10月、学校給食で使う米を100パーセント、地元の有機米に替えた後、小松菜など、7種類の野菜も徐々に有機栽培の地元食材で賄うようにしています。いすみ市の試みが、木更津市でも有機農作物を取り入れた給食が始まっています。

本市においてもぜひ取り組んでいただきたい、有機栽培の地元食材に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

お答えいたします。

本年5月、農林水産省におきまして、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略が策定され、環境負荷軽減のイノベーションの推進が打ち出されました。みどりの食料システム戦略では、温室効果ガスの削減や環境保全等の2050年までに目指す姿と取組方法が示されており、有機農業や化学肥料、化学農薬の提言などの取組がさらに進むものと考えております。

本市におきましては、以前から堆肥の使用や緑肥作物による環境に優しい農業を推進し、取り組んできたところでありますので、今後も国の動向を注視しながら引き続き推進してまいります。

**○京増藤江君**

有機農作物の耕地面積は世界レベルで広がっています。日本では低迷しています。しかし、

給食への提供が健康や環境に配慮した農業発展への起爆剤になるのではないかと、またしていくべきではないかというふうに思います。ぜひこれはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

2020年度の食料自給率は37.1パーセントに落ち込んでいます。輸入ができなくなれば6割の国民が飢餓に陥る、本当に深刻な事態でございます。既に中国の穀物需要や、また干ばつなどの気象災害によって、主要生産国の大幅な減産が起きております。10月からは輸入の小麦の価格が19パーセント引き上げられて、12月以降には、しょう油やパンなども相次いで値上げされます。庶民の暮らしはさらに困窮していきます。ぜひ食料自給率を高める、そして先ほど答弁がありましたように、環境に配慮した、そういう農業にしっかりと取り組んでいただくようお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時00分)

**○議長（鈴木広美君）**

再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、私は3点、交通安全対策、またコロナ対策、地域経済の問題につきまして、質問するものであります。

まず、1点目の交通安全対策の推進についてであります。

通学路の危険箇所対策についてですが、6月の悲惨な事故後、市は通学路の総点検を行い、危険箇所の安全対策を進めてきているところでございます。安全な通学路への見解を、改めて市長にお伺いするものでございます。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

教育委員会、学校関係者、佐倉警察署、道路管理者等による小学校の通学路緊急一斉点検の実施により、危険箇所として150か所の通学路が挙げられました。この結果を受けまして、私も教育委員会と各小学校区の通学路を、児童の登下校の時間帯に合わせまして、歩行者の目線で実際に危険箇所を確認するとともに、ふだん通っている道路が、改めて児童の安全確保のための整備が必要であると、再認識したところでございます。

報告がありました危険箇所のうち、短期で対応可能な107か所の通学路につきましては、現在、看板の設置や外側線の設置、引き直し等の整備を進めているところであります。また、信号機や横断歩道の設置、歩道部分の用地拡幅など、相手方との協議に時間を要するものに

つきましては早急に整備内容を精査するとともに、今後、関係者の皆様のご協力を得られるようにしっかりと取り組んでまいります。

なお、児童の登下校時には多くの保護者や地域の見守り隊の皆様に日頃ご尽力をいただいているほか、児童・生徒の安全の確保のため、巡回や見守り活動に特段のご配慮をいただいている八街幹部交番署員の皆様に、改めまして心より感謝申し上げる次第でございます。

また、安全な通学路とは、もちろん道路整備も必要でございますが、このような地域の皆様による子どもたちの見守り活動といったソフト面も大変重要で、欠かすことのできない活動であると考えております。6月に発生いたしました大変痛ましい事故が二度と起こることのないように、また子どもたちが安全で安心して学校に通えるように、引き続き通学路整備に邁進してまいります。

### ○丸山わき子君

ただいま市長からは、150か所の危険箇所に関して、子どもたちの登下校時に確認して歩いたということで、このことによって、改めてこの問題について取り組んでいかなければならないという決意があったというふうに思います。そこで幾つか、交通安全、道路整備の問題について、お伺いしてまいります。

地域での危険箇所の共有について、お伺いするものであります。

通学路の危険箇所を150か所、せっかく教育委員会は把握されたわけなんですね。しかし、市民の皆さんは全然分かっていないんですね。ややもすると、朝陽学区の道路はすごく安全対策が取られていいね、しかし、うちの方は全然やられていないんじゃないか、こんな市民の声も聞かれます。

そこで、ぜひ150か所の対策、こんな対策をしたよ、ここが危険だよといった一覧表、危険箇所図を地域住民に知らせていく、地域住民の皆さんとこの問題をきちんと共有していく、認識を深めて、交通安全意識の高揚を図ることが今必要ではないかなというふうに思います。その辺について、まず教育委員会はどのようにお考えか、お伺いいたします。

### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

これまでの八街市の通学路の点検につきましては、八街市通学路交通安全プログラムとして3期にわたり行ってまいりました。その中で、合同点検や対策会議を行い、結果につきましては市のホームページで公表しております。現在、市のホームページでは平成30年度、令和元年度にかけて実施した第2期の通学路交通安全プログラムの結果を確認することができます。

今後、令和2年度、3年度にかけて実施している第3期交通安全プログラムの結果と併せて、今年の夏に実施した緊急合同点検の内容についても、市全体の対策か所の地図及び対策一覧表を年度内に公表する予定です。

加えて、各学校のホームページには各学校区の対策箇所の写真、地図及び対策一覧表を公表し、地域の皆様やボランティア活動を行っている方々と、対策内容について共有してまいり

ます。

なお、9月14日、16日、17日、21日及び30日の5日間、市内全小学校区の危険箇所において、登下校の時間に合わせ、北村市長、橋本副市長、教育委員会及び関係部課長が現地の確認、見守り隊の活動状況の確認、朝陽小学校と二州小学校のスクールバスの運行状況の確認や児童・生徒の登下校の様子を確認し、関係部局と情報を共有いたしました。

#### ○丸山わき子君

教育委員会では、危険箇所一覧につきましてはホームページ等で公表していくということで、ぜひ市民の皆さんにお知らせいただきたいということと、それから、地域住民に対して、交通安全意識の高揚を図ることについては、教育委員会だけではなくて、関係する防災課や、また道路河川課、そして市民協働課が連携した取組が必要ではないかというふうに思っておりますが、その辺について、全体的な連携をもった取組ということはどうにお考えか、お伺いいたします。

#### ○建設部長（市川明男君）

本市におきましては、議員にもご報告させていただきましたが、9月30日に第1回の八街市道路安全対策推進協議会を開催したところでございます。こちらにつきましては、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所のご支援をいただきまして、事故箇所における対策内容の効果を検証するとともに、情報をこれから他の通学路の方にも共有いたしまして推進するための協議会でございます。

こちらの組織につきましては、市の関係機関の課長及び印旛土木事務所の方、佐倉警察署の方等にも入っていただいた上で、千葉工業大学創造学科都市環境工学科の赤羽教授、並びに千葉国道事務所の小島所長の方にもアドバイザーになっていただきまして、今後、事故路線以外のところにつきましても、それぞれ対策の内容等を共有しながら、検証させていただければというふうに考えているところでございます。

#### ○丸山わき子君

検証するにあたっては、やっぱり地域住民の皆さんと一緒に対応していただきたいというふうに思います。関係機関が一生懸命にやっても、そこだけで終わってしまう。住民の皆さんがどれだけ、この問題について本気になって考えていくのか、地域の安全安心を自分たちでつくり上げていくのか、ここの取組が今本当に必要ではないかというふうに思います。ぜひそういう点での安全安心の街づくり、住民の皆さんと一緒につくれる、その取組を進めていっていただきたい、このことを申し上げておきます。

それから、歩道の確保と市道整備計画についてであります。

この間の交通安全対策は、主として車中心の対策だったというふうに思います。歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は大変不十分であるというふうに感じているところでありますが、通学路、生活道路、また幹線道路での歩道確保への整備計画について、伺うものです。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

交通量の多い幹線道路などでは歩道と車道を分離し、歩行者の安全を確保することが有効であると認識しており、現在、笹引地区の市道210号線の歩道整備を引き続き進めております。しかしながら、歩道整備となりますと道路の拡幅が必要となることから、多くの費用や期間も必要となるため、現道の幅員の中で外側線などにより歩行空間を確保する安全対策も検討し、進めているところでございます。

なお、今後の市道整備計画につきましては、通学路、生活道路、幹線道路の歩道確保などを考慮しながら、児童等が安全に通行できるよう、計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

例えば西林の市道でございますが、県道神門線と酒々井線を結ぶ204号線、これは2級路線となっております。もちろん、ここも通学路となっているわけですが、車輛の通過や、またスピードを出す車輛通過で大変危険な状況となっております。白線は引かれているんですが、やはり車優先で、歩道の安全性の確保は本当にされていない。

よく子どもたちが危険な道路を無事に歩行しているなということを感じるところなんです、こういった本当に危険な2級路線に対する対策についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

#### ○建設部長（市川明男君）

ご指摘いただきました市道204号線、八街高校の裏を通る道路という形で考えておりますが、こちらにつきましては今回の一斉点検におきましても、交進小学校から危険箇所として挙げられている路線でございます。

歩道整備につきましては、先ほど市長よりご答弁がありましたとおり、道路の拡幅が必要となることから、多額の費用や期間を要することになります。また、速度規制や信号規制等につきましても長期の期間が必要と認識しております。このため、現時点におきましては短期間で対応できる、まずは路面標示等の設置などを現在検討し、進めているところでございます。

#### ○丸山わき子君

計画はなかなか難しいんだというようなことなんですね。これは2級路線です。

また、交通量の多い生活道の対策も今切実なんですね。例えば郵便局から千葉黎明高校のグラウンド脇を通過して県道酒々井線に抜ける市道、ここもカーブが大変多く、歩行者、通過車輛が大変多い道路です。こうした生活道路や、交通量が多くて歩道の確保が必要な2級路線は一体、市内にどのくらいあるのか、どのようにそういった問題を把握されているか、お伺いします。

#### ○建設部長（市川明男君）

大変申し訳ありません。全て市内の方で把握しきれない状況でございます。まずは今年度、来年度に向けましては、今回挙がってきました150か所の路線、プラス、生活道路と

して10か所ほど挙がっていたと思います。こちらにつきましても、今後検討していければと考えております。

### ○丸山わき子君

先ほども部長が答弁されたんですけれども、10月30日に道路安全対策推進協議会が開かれたと。その中で、アドバイザーの千葉工業大学の赤羽教授は、通学路対策は生活道路の安全対策とも重なる、幹線道路の円滑化と生活道路の抜け道対策が必要だ、このように発言されているわけですね。

市の交通安全計画では、通学路、生活道路における人優先の安全安心な歩行空間の整備を推進する、このように方針を出しているわけなんです。なかなか具体的に進んでいかない。あっちもやらなきゃいけない、こっちもやらなきゃいけない、それが今の実態だと思うんです。せっかく交通安全計画で、こうした方針が出ていて、赤羽教授の助言もある、これに基づいた路線ごとの、本当に交通量が激しい、歩行者の安全が守れない、こういった生活道路や幹線道路の路線ごとの整備計画をつくっていく必要があるんじゃないか。

いつまでにというのではなくて、例えば西林の204号線の2級路線に関しては、土地を買うことが今のところ難しいというんですが、しかしながら、最終的にはこういう道路にします、こういうふうな歩道空間を確保しますと。

あるいは、生活道路として、先ほども申し上げましたけれども、郵便局から千葉黎明高校グラウンド脇を通る市道に関しても、大変にカーブが多くて危険だ、ここの歩道をどういうふうにしたら安全なのかと。

そういった道路の一本一本に対して安全計画、整備計画をつくる必要があるんじゃないか、それでこそ初めて前に進んでいけるのではないかと。ただ、あそこが危険、ここが危険、後でやりますというのではなくて、一本一本の道路に対してきちんと整備計画をつくっていく、このことが今求められているのではないかとというふうに思いますが、部長いかがでしょうか。

### ○建設部長（市川明男君）

現状におきましては、舗装の修繕計画につきましては、当然、破損状況などを踏まえながら計画的な整備に努めているところでございますが、議員ご指摘のとおり、全ての道路につきまして把握しているものではございません。

そのため、先ほど申し上げました推進協議会におきましては、ETC2.0を活用いたしまして、運行データで、どの程度のスピードが出ているとか、危ないとか、そういう分析ができるという情報がありまして、国土交通省からもこちらのデータを活用してはという案を頂いておりますが、今のところ、まだそこまでは行っておりませんが、まず小学校区の中で、どういうところが危ないかというのは、ETC2.0のデータを活用していきながら、今後、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

### ○丸山わき子君

市長が最初に言ったように、危険箇所をきちんと確認した、安全安心のために全力を尽くしていく、そういうことを答弁されているわけなので、具体化として、今の現時点で地域住民

の皆さんにも参加していただき、こういう危険な道路でどうしたら安全対策が進められるのかと、ここが必要ではないかと思えます。

せっかく赤羽教授のアドバイスがあるわけです。そのアドバイスを聞き流すわけにはいけません。きちんと受け止めて、それを具体化するにはどういった計画が必要なのか、そういった取組が今から必要ではないかというふうに思えます。ぜひ安全安心の街づくり、道路造りからしっかりと進めていただきたいと思います。このことを申し上げておきます。

それから、スクールバスについて、お伺いいたします。

希望者の把握と対策についてであります。

児童・生徒の登下校での安全確保では、スクールバス等の運行が切実となっております。朝陽小学校は来年3月まで、二州小学校では実証実験的に今実施されていますが、他学区でも導入してほしいという父母の声があります。希望者の把握とともに対策を講じることを求めますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

朝陽小学校での事故を受け、教育委員会では通学時における児童・生徒の安全を確保するため、通学時安全対策事業に着手いたしました。

スクールバスの運行については、朝陽小学校では7月より、事故後の心理的ケアを目的に、加えて自転車通学をしている児童の安全確保を目的に、二州小学校では9月より実施いたしました。現在、運行を行う中で得られる課題や、その対応策、児童・生徒や保護者へのアンケート実施とその分析等をデータとして集約しております。

今後、他校における希望者の把握等の意向調査は、現在の2校の成果と課題の評価を受け、慎重に検討してまいります。なお、バス運行には多額の費用を要するため、関係部局との連携を進めるとともに、国の動向を注視しながら、持続可能で、かつ地域の実情に合った対策を検討してまいります。

#### ○丸山わき子君

今、教育長の方からは2校の結果をもって今後の検討ということのようですけれども、それぞれの学区の地域の事情、状況は違っているわけですね。そういう点では、結果を待たずして、どういう傾向があるのか、そういうことも含めて、結果と合わせた対策が必要ではないかというふうに思うわけですね。

全国の自治体のうち、63パーセント以上の自治体でスクールバスを導入しているわけです。文部科学省は児童・生徒の安全を確保するために、地域の実情に合わせて様々な手段を検討した上で登下校の安全を図ることが必要としているわけです。

そういった意味では、様々な手段を視野に入れて、きめ細かな父兄への、父母へのアンケートをしていく必要があるんじゃないか、今やるべきではないかというふうに思うのですが、その辺について、先延ばしすることなく取組を求めますが、いかがでしょうか。

#### ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁のとおり、現在運行している朝陽小学校と二州小学校のスクールバスは、児童の心理的ケアと安全確保を目的としております。その成果と課題の評価を受け、また通学路の整備も現在行っておりますので、その結果によって、予算の方もありますので、国、県の動向を注視して、他校での必要性を慎重に検討したいと考えております。

また、通学路変更など、スクールバス以外の児童・生徒の安全確保の方策についても、併せて検討していきたいと考えております。

### ○丸山わき子君

スクールバスをぜひとも走らせてほしい、あるいはスクールバスに代わる代替の、例えば今後、八街市にはふれあいバス、タクシーがあるわけですけれども、こういったタクシーの活用等、いろいろと検討していてもいいんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども。

今、父母の中で、スクールバスは二州小学校、それから朝陽小学校だけの問題なのか、希望者が少ないからこの地域には要らないんだ、そのように思われるのは大変心外だ、そういった声もあります。どれだけの方々が安全なスクールバスを求めているのか、全体的な把握をぜひともしていただきたい、このことを申し上げておきます。

次に、コロナ対策についてであります。

第6波への備えについて、自宅待機者支援体制について、お伺いいたします。

県はコロナウイルスの第6波に備えた新たな医療提供体制について、第5波のピーク時より2割多い1千736床の病床の確保を目指していますが、自宅待機者を解消するには到底足りない病床であります。9月議会でも、健康観察や訪問診療などが行える体制を取り、重症化リスク患者を一刻も早く把握して入院や適切な医療を遅滞なく保証すること、また食料支援の充実など、自宅待機者の支援体制強化を求めたわけですが、この間、対策の具体化はされてきているのか。第6波に対してきちんと対応できるのかどうか、その辺について、お伺いいたします。

### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市は令和3年9月16日、千葉県との間で、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に係る連携事業に関する覚書を締結しました。これにより、県が対応できない場合に、自宅療養者等の個人情報の提供を受けて、本市が安否確認、健康観察、生活支援などを行うことができるようになりました。今後、詳細について、県と協議を行いながら、自宅療養者等への速やかな支援に努めてまいります。

また、コロナワクチン接種も継続しており、3回目の接種に向けた準備も進めております。

市民の皆様方には、引き続き基本的な感染対策に努めていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

### ○丸山わき子君

県との覚書が交わされたということで、第5波のときよりは一步前進して、市が直接支援できていくということを今答弁で伺ったところですが、本来ならば自宅待機ゼロという取組が一番適切であるというふうに思います。県に対して、今後も自宅待機ゼロという要求をしていくべきではないかというふうにと思いますが、この辺についてはどのような取組がされているのか、お伺いいたします。

#### ○市民部長（吉田正明君）

確かに自宅待機者ゼロというのが一番望ましい形かと思います。先月、11月25日に県の対策本部の方で発表いたしました、今回の医療体制強化に係る取組というところを見てみますと、病床確保につきましては11月24日現在で1千488床を確保していると承知しております。また、そのほか、病床が足りない場合に、いわゆる宿泊施設の方へ避難ということになってきますと、民間ホテル等の借上げになるかと思いますが、この辺については県の方で1千390部屋を確保しているということで承知しております。当然、これで足りるということではないかもしれませんが、県の方でもこういった取組を今していただいているところでございますので、この辺については県の取組の方を支持してまいりたいというふうに考えています。

#### ○丸山わき子君

やはり専門的な治療機関の下で療養するというのが本来であろうかと思いますが、そういう点では県に対して自宅待機ゼロの体制づくりを強く求めていただきたい、このことを重ねて申し上げておきます。

それから、特に印旛地域の保健所の体制についてなんですけれども、今年度、職員増をしますと言ったわけですが、どうも今回、第5波を経験する中で、職員増になっていなかった、つながらなかったんじゃないかと、大変疑問を感じるところであります。

保健所の人員体制の強化、新年度に向けて、きちんと人員体制の強化を求めていく必要があるんじゃないか。このことをどのようにお考えか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部は、保健所の人員確保として県職員の応援派遣、市町村からの応援職員の受入れ、人材派遣会社の活用を行っているほか、陽性者情報の適切な把握、自宅療養者への適切な支援などの保健医療提供体制の整備に努めております。

本市といたしましては、市長会や印旛保健所管内市町との協議の上で、保健所業務の負担軽減、効率化とともに感染状況に対応した人員体制強化を要望してまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

今の印旛保健所の人員体制というのは、どのぐらいで実際は運営されているのか。今、市長は人員体制の強化を求めていくと言われているわけですが、一体どのぐらいの人員体制強化を求めていこうとしているのか、その辺の具体的な数字を教えてください。

### ○市民部長（吉田正明君）

ただいま印旛保健所の方の人数体制が何名体制になっているかということにつきましては、大変申し訳ありませんが、私はちょっと承知しておりません。

今回の夏、感染者の急増を受けまして、かなり保健所の業務が逼迫した状況の中で、県の方でも保健所の人員体制については強化していくということが示されております。当然、場合によっては市の方に人員体制への協力についてもあろうかと思っておりますので、そういったことについても協力してまいりたいというふうに考えております。

### ○丸山わき子君

それは違うんじゃないか。本来なら、各自治体に保健所が協力するのが本来じゃないか。ところが、逆に保健所の方から、県の方から自治体に協力を要請するなんて、とんでもないことです。各自治体でも人が余っているわけじゃないんです。全庁一丸となった取組の中で、必死にコロナ対策に取り組んでいる。そうした中で、八街市が要請されたらそのまま出せるのか。これは大変な問題だと思います。

そういう意味で八街市、印旛保健所と関係する自治体が人員協力するのではなく、県がきちんと必要な人員を配置する、そういう要求をしていくべきです。市長会で人員体制をこれから要望していきますということをおっしゃったんですが、今の実際の人数は一体どのぐらいで、第5波のときにはどれぐらいの人が必要だったのか、第6波、これから新年度に向けて体制をきちんとしていくのかといったときにどれだけの人数が必要なのか、そこまで要求していてもいいのではないかというふうに思います。その辺については八街市が協力していきます、というのでは解決にならないと思います。

市長にもう一度伺いたいと思います。人員体制の強化について、ただ人員を増やしてくださいというのでは、私は解決にならない、印旛保健所の人員体制の実態を把握し、どれだけの人がいたらきちんと対応できるのかどうか、その辺まで数字をつかんで、県の方に申入れをしていただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

### ○市長（北村新司君）

先般のコロナ対策で保健所職員の皆さんには大変なご労苦をおかけしたところでありますけれども、今、市長会の中で議論を重ねておりまして、保健所への増員要望はしっかり行っておりますし、印旛広域管内の市長、町長等とも意見交換してございまして、県へ要望しなきゃいけないということで話合いがあります。しかしながら、県の考え方も聞かなきゃなりませんので、県の考え方と市長会、あるいは印旛広域市町の組長との議論をさらに重ねて、市民や県民が困らないような体制づくりをしなきゃいけないと常々思っておりますので、そうした活動は行ってまいりたいと考えております。

### ○丸山わき子君

本当にコロナから県民、市民を守る、その立場に県もしっかり立っていただきたいと思っておりますし、当然、八街市もこの立場に立って、保健所に対してはどれだけの人数が必要なのか、具体的に要望していただきたい、このことを強く求めておきます。

次に、ワクチン被害者の救済対策についてであります。

申請時の支援についてであります。今回のコロナワクチン接種は国家的な事業でありまして、ワクチン接種による被害を抱えた方々が救済されやすい対応が求められております。低所得者の方からは、申請時の膨大な資料をそろえる負担が大変だ、せつかくの救済制度であるが、躊躇せざるを得ない。このように語っています。

誰もが申請できる支援を求めるわけですが、いかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナワクチン接種に関する手引において、予防接種後の副反応による健康被害は極めてまれであるものの、不可避的に生じるものであることから迅速に救済することとあり、予防接種法の規定に従いまして救済給付を行い、その費用は国が負担いたします。

本市においては現在のところ、市健康被害調査委員会からの答申を受けまして、2件を県に進達したところでございます。また、相談は随時、受け付けて、対応しております。

ご質問の支援についてでございますが、救済制度においては、医療費を申請する場合には請求書のほか、医療機関による受診証明書や診療録などが必要となります。受診証明や診療録の取得に係る費用の助成が支援になるものと考えますが、現在、請求する者が書類をそろえることとなっていることから助成はありません。しかし、コロナ禍による収入減など、市民を取り巻く環境は変化してきておりますので、対応については調査研究してまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

相談活動につきましては、窓口では丁寧な対応をさせていただいております。私も付き添って相談に伺ったりしているんですけども、申請したいんですけども、先ほど市長から説明がありましたように、請求書であるとか診療録が。請求書は自分でコピーすればいいわけですけども、診断書であるとか診療録といったものをコピーしてもらうには、何百枚とコピーしてもらうわけですね、そうすると1万円近くかかってしまうわけです。今相談されている方は到底1万円なんて出せない、1万円が出せなくて申請を躊躇しなきゃならない、申請しても認められるかどうか分からない、認められなかったら1万円は本当に大変な1万円になってしまう。こんな切実な声を聞いております。

今、検討していきたいということを市長が答弁されたわけなんですけれども、ぜひ誰もが申請できる、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思います。本来なら国が、国家的な事業ですから、ワクチン接種というのは、国がやらなければならないわけですが、国がやらないわけですので、一番身近な自治体が、ぜひとも対応していただきたい。県に申請した方は2人だということなんですけれども、現に何人かの方が申請の相談に行っていると思うんです。やはりこういった方々への対策をきちんと早急に取りっていただきたい。このことを申し述べておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、地域経済の疲弊に歯止めをとということで、インボイス制度についてであります。

2年前の10月に消費税が10パーセントに増税されました。景気の低迷が続く中、増税され、新型コロナウイルス感染拡大ということで、中小業者の売上げはさらに落ち込んでいます。経済の低迷が深刻化している中で、2023年10月からのインボイス制度実施に向けて、この10月から登録が始まりました。

インボイス制度の導入によって、売上高が年間1千万円以下の消費税免税業者も課税業者になる手続きが求められております。免税業者は税務署からインボイスをもらわないと消費税の納税額が増えるという仕組みや、取引から排除されるなど、廃業の危機に瀕することになるということで、大変、業者の皆さんも不安な状況となっているわけです。

小売店や小規模事業者だけではなくて、農協直売所に委託販売を行っている農家や、また建設業のひとり親方、そして個人タクシーの運転手、シルバー人材センターなどの登録者が対象で、もちろん個人事業主やフリーランスなど、幅広い事業者がインボイス制度の影響を受けることになるわけです。

そこでお伺いいたしますが、課税業者への移行状況の把握について、市内の免税業者数、そのうち課税業者への移行はどのぐらいあると考えているのか、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

令和3年度の農業所得や営業所特による個人事業主にあたる3千966件のうち、八街市役所で確定申告を受け付けた消費税免税事業者は484件でございました。税務署へ直接、確定申告書を提出している事業者の中にも免税事業者はいると思われまますので、実数はさらに増えるものと推測しております。

10月から税務署で始まりました適格請求書発行事業者への登録申請につきましては、消費税納税事業者との取引がある事業者は検討しているものと思われまます、激変緩和の観点から、令和11年9月まで、免税事業者等からの仕入れについて、一定割合を控除可能とする経過措置が設けられていることでもありますので、現時点で登録申請することを決めている免税事業者は少ないと思われまます。

**○丸山わき子君**

今484件が免税業者ですというようなことを言われていたんですが、これはほんの一部だと思うんですね。フリーランスであるとか個人事業主というのは、なかなか今の数字には入ってこない。そういう意味では、地域経済に及ぼす影響は多大なものであるというふうに思います。

その中の1つにシルバー人材センター、シルバー人材センターも対象になってくるわけです。インボイス制度の導入によって、新たな税負担がシルバー人材センターにも求められてくるわけですがけれども、今後どのような影響があるのか、その辺について、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

我が国の消費税制度は、最終消費者が負担する消費税について、取引の各段階において、事

業者は扱った消費税から仕入れ時に発生した消費税を差し引いた額を納税する仕組みとなっており、現在の複数税率に対応した適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は正確な納税、徴税のために不可欠な制度として令和5年10月1日から導入される予定となっております。

消費税制度では年間課税売上高1千万円以下の小規模事業者については免税措置が設けられており、シルバー人材センターの会員も基本的には免税事業者であります。現在は取引相手が課税事業者か免税事業者かにかかわらず、全ての取引において仕入れ税額控除が認められておりまして、センターが会員に支払う配分金について、消費税納税の必要はございません。しかし、インボイス制度導入後は免税事業者である会員は適格請求書を発行することができないため、シルバー人材センターとして配分金に係る仕入れ税額控除を行うことが困難となり、センターは会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額を新たに負担し、納税する必要が生じてまいります。

公益社団法人であるシルバー人材センターは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める収支相償の原則により、新たに生じる税を賄う財源がなく、インボイス制度が施行された場合、現実的には料金の値上げ、あるいは会員に支払う配分金から消費税相当分を引き下げることで対応する以外に手段がないと思われまます。これは契約件数の減少を引き起こすほか、地域社会に貢献しようとする高齢者のやる気や生きがいをそぎ、会員の減少にもつながりかねないことから、シルバー人材センターにとりましては深刻な問題であり、市といたしましても注視しているところでございます。

#### ○丸山わき子君

今、市長からも答弁がございましたけれども、シルバー人材センターを運営していく上で、インボイス制度は大きな問題を抱えている。平均年収が約44万円なんですね。もし会員から消費税を払ってもらおうとしたら、年間4万円を払うことになり、約1か月分、ただ働きするような、そんな状況になってしまうんですね。会員300人を抱えるシルバー人材センターでは、新たな税負担は運営上の死活問題だと、そんなふうに言っています。このまま導入されたら存続が危ぶまれると、危機感を募らせているわけです。これに対して、このままにしておくわけにはいかない。対策をきちんと講じていていただきたいと思います。

それから、シルバー人材センターでは仕事の受注を増やしていく努力をしていかなきゃならないというふうに思います。市の発注状況は、シルバー人材センターに対して僅か35パーセントにとどまっているわけですね。もっともっと八街市の仕事を発注していいんじゃないかというふうに思うわけです。例えば八街広報の全世帯へのポスティングをシルバー人材センターに委託する、こういったことも今後検討していいのではないかとこのように思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

せんだっての決算のときにもお話があったかと思うんですけれども、今年度から全戸配布のポスティングの可能性というのは調査を開始しております。現在は社会福祉協議会と協議を

始め、シルバー人材センターや郵便局、新聞配達店、宅配事業者など、様々な事業者と可能性について、協議を行っているところでございます。

広報はやはり短い期間の間に一斉に全世帯にというのが一応は原則というか、それを希望するものでございますので、シルバー人材センター1社というか、1か所に全てお願いすることは、場合によっては無理かもしれませんが、シルバー人材センターというところは対象として私どもも考えておりますので、全体的なことも考えながら、さらに一層調査を進めていく予定でございます。

#### ○丸山わき子君

インボイス制度を導入されたら、本当に存続の危機だということを言われておりますが、仕事を多く発注していくという支援もぜひ積極的にやっていっていただきたいというふうに思います。

最後に、市長から先ほど、シルバー人材センターへのインボイス制度導入に関しては国の動向を注視していくというような答弁がございましたけれども、シルバー人材センターだけではなく、八街市内の事業者が廃業の危機になるというような状況がありますから、地域経済の活力を奪うものであり、零細事業者にとって死活問題だということで、市長が注視していくのではなくて、国に対してインボイス制度を廃止するように、ぜひとも求めていただきたい。ましてや、コロナの中で経済状況が本当に悪化しているわけです。そういった中で、地域経済を守るという立場から、国に対してしっかりと意見を言っていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

2023年10月に導入されるインボイス制度でございますけれども、消費税率10パーセントへの引上げに合わせまして、食料品などの税率を8パーセントに据え置き軽減税率を導入したのに伴いまして、事業者が納める税額を正確に計算するための経理方式であり、事業者が仕入れ税額控除の適用を受ける際に必要なインボイスを交付できるのは適格請求書発行事業者に限られております。

インボイス制度につきましては、幼保無償化などの少子化対策、あるいは低所得高齢者の暮らしを支援するための社会保障の充実に充てられる消費税の納税の透明化を図るために導入されますが、一方で免税事業者に大きな負担となる問題等もあり、非常に難しい問題と考えておまして、今後、他近隣自治体の組長とも意見交換をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

今の地域経済を考えたときに、消費税を5パーセントに引き下げる、これが一番の近道だというふうに思います。こういうことも含めて、国に対して消費税の5パーセントへの引下げ、インボイス制度を中止して地域経済を守れ、この声を大きく国に上げていっていただきたい。このことを重ねて申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後 1時10分)

#### ○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは引き続き、一般質問の方に入ります。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

#### ○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。

本定例会では、まず1点目、DX、デジタルトランスフォーメーションについて。

本年5月に行政におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するデジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会形成整備法、地方公共団体情報システム標準化法などの6法律が成立し、Society 5.0の世界観に向けて、いよいよ本格的に動き出します。その中でも、DXを推進する人材や、その人材を育成する人材の確保は喫緊の課題と捉えています。

2点目は、人口減少等に伴い、近年急増している空き家や空き地、所有者不明土地等に関連する諸問題の対応や解決に関して、専門対策室の設置や、これらに付随する諸問題解決に係る補助制度を含めた条例制定等の考えについて、お伺いいたします。

それでは、順次質問させていただきます。

まず、DXの推進について。

DXとは、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革すること。直訳すると、デジタル変換となります。既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすものとされており、まずはDXとは何なのか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

DX、デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術やデータの活用により、市民の皆様の行政手続をより便利で簡単にすることや、行政事務そのものを根本から見直し、AIやRPA等のデジタル技術の活用により効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらな

る向上につなげる変革を行うことと認識しております。

○小澤孝延君

経済産業省は2018年にDXレポートというものを公表して、2025年の壁ということで、DXが推進されないことにより、日本全体で年間最大12兆円の損失が見込まれるとされています。

その後、このレポートは何度か見直しをされていますが、当市に想定される課題等についてはどのように整理されていますか。

○総務部長（會嶋禎人君）

今お話のありましたDXレポートでございますけれども、ここでDXを推進する壁というか障壁となるもの、やはり老朽化とか複雑化、既存システムが存在することによるリスク、その辺が既にもう明確になってきているというようなことで理解しています。

市役所におきましても、今稼働しています総合行政情報システムをはじめとしまして、いろんな施設もあるんですけれども、その中でやはり物自体、要求自体が複雑多様化しておりますし、それをまた変えるという、そのこと自体にも費用がかかってきている。また、そもそもシステムの内容に精通している人がいるのか、いないのか、あるいはシステムを変える技術、そういうことができる人がいるのか、いないのかというところの課題も見え隠れしておりますので、2025年の壁というのは、2025年を待たずして、八街市の場合は、ついでこの間リプレースしまして、今回5年後のリプレースということですから、あと3年後には総合行政システムを変えていくという話が出てきます。そうしますと、2025年の1年前には既に八街市はある程度の形をつくっておかないと、壁どころではなくなってしまうというふうを考えております。

○小澤孝延君

よく分かりました。その辺りも踏まえて、ちょっと質問を続けさせていただきますが、2番目の質問に行きます。

DXの導入については、先ほど来ありますけれども、アナログ情報のデジタル化、市民サービス提供をはじめとしたプロセス全体のデジタル化による新たな価値の創造、その結果として社会的な影響を生み出していくこととなります。

全ての部署が関連する全庁的な取組となることが想定されますが、これに取り組む当市の推進体制について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の行政組織の見直しに伴う再編の1つとして、令和4年4月よりシステム管理課内にデジタル推進室を設置いたしまして、DXを推進してまいります。現段階では具体的な推進体制は決定しておりませんが、総務省から示されております自治体DX推進手順書等を参考にしながら、本市に合った推進体制を構築してまいりたいと考えております

なお、業務改善についてのアンケートと題しまして、DX推進の基礎調査を実施しております

して、本調査結果をDX推進方針や推進計画等に反映させてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

続きまして、DXの導入から運用については、既に当市が有している市民データをはじめ、膨大かつ様々なデータが平面上のプラットフォームでつながり、活用されることとなります。

福島県会津若松市のスマートシティ会津若松では、健康や福祉、教育、防災、エネルギー、交通、環境など、様々な分野のデータを連携させるデータ連携基盤から、市民向けサービスを一元的に提供する取組が始まっています。

神奈川県横須賀市でも、納税申請手続きや引っ越し、結婚、出産などの市民の手続をワンストップの行政窓口を効率的に進めるため、IT企業や金融機関等の民間企業が提供するサービス等と連携する取組が始まり、注目されています。

これから進めていくということではありますが、当市における官民連携への考えについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

DXの認識共有や機運醸成を図るため、現在、関連する民間企業と情報交換あるいは意見交換を行っているところでございます。

今後につきましても、広域的な連携の検討はもちろんのことでありますけれども、民間企業のサービスの活用、地域との連携など、先進的な事例を研究しつつ、効率的かつ効果的に進めてまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

先ほど部長答弁にもありましたが、人材のところですが、DX推進については、まずはコアとなる人材が核となる技術を創造し、専門的な人材がサービスをつくり、そのサービスを活用して業務を継続する、改善する人材など、様々な知識やスキルを修得した人材が求められてきます。そして、なにより多くの人が必要となるのは、出来上がったサービス、仕組みを有効活用し、継続して改善できる人材です。既にいらっしゃると思いますが、ほとんどの方がそういう人材に当てはまると思いますが、これら専門的な知識やスキルを持った人材確保や人材育成というのが急がれることとなりますが、当市における人材確保及び育成について、どのようにお考えか、具体的なプログラムやスケジュール等があれば、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の本市の状況におきましては、まずはDXに対する職員の意識の情勢から取り組んでいく必要がありますことから、職員を対象とした専門家によるDX研修を実施し、情報を適切に理解、活用する能力であるITリテラシーの向上、あるいはセキュリティー対策意識の向上、ITが不得意な方々であるデジタルデバインドへの配慮等、DX推進に関する理解を深め、デジタル人材の育成を行っているところでございます。

なお、先ほど答弁いたしました業務改善についてのアンケートの調査結果につきまして、人

材発掘の参考にしたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

人材を育成するには、外部人材の活用や民間事業者への業務委託をはじめ、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局のデジタル専門人材派遣制度を活用することについて、この辺りについてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

デジタル専門人材派遣制度ということで、市町村に対しまして、そういった専門の人材を派遣するという制度、これはもちろん使えるものであれば積極的に使ってまいりたいと考えております。

あとは、答弁にございましたように、人材育成ということでは、職員の中にも、もしかするとこういったことに興味があるとか、あるいは既にもう自分である程度の何かをこしらえているとか、経験しているとか、そういったことが隠れている場合もありますので、その中から発掘するという意味で、今月中旬を目途に、アンケートを来週早々にも開始いたします。そこで何か手応えがあれば、その辺は活用してまいりたいというふうに考えております。

また、民間の力というのを絶対に無視してはいけないというふうに私は考えますので、今、民間業者の方と情報交換を、今回のアンケートについてもちょっと助言を頂いたりしているところがございますので、これからもいろいろな情報交換をしながら、遅れることなく進めていければと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。ぜひ職員の中から、すてきなパラレルキャリアが発掘できるとすばらしいと思いますし、どうしてもIT人材というのはIT企業に偏在しているということがありますから、ぜひその辺りは連携しながら進めていただければと思います。

続いて、教育現場についてになりますが、当市の小・中学校においては、既にGIGAスクール構想により生徒には1人1台のタブレット端末が付与され、オンライン授業をはじめ、デジタル化への取組が既に始まっております。また、日々進化を続けていると感じております。

教育委員会並びに学校教育現場におけるDX推進の状況と今後について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市では現在、教育分野のDX推進の土台となる1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を終え、この4月より、これらの本格運用を開始したところです。これにより、教科書や学習教材の一部デジタル化、アンケート等の自動集計、コロナ禍における授業のオンライン化や行事のオンライン配信を実現してまいりました。

また、本市の課題でもある長期欠席児童・生徒とのコミュニケーションに1人1台端末を活用することで、その改善が見られたケースもあります。

これらのことは、既存の取組をデジタル化することで一定の効果が得られたケースです。今後はこうした取組やICT環境をさらに活かして、IoTやデジタル教材を積極的かつ効果的に活用し、蓄積された膨大なデータを分析、集計することで、個に応じたきめ細やかな支援につなげていくことが大切だと考えております。

そして多様な子どもたちへ、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現してまいります。

近い将来に訪れるSociety 5.0が目指す社会は、IoTやAIといった最先端技術によって人と物がつながり、より効率的で快適な社会とされていますが、そこに生きる子どもたちにはAIに代替されない力を身に付け、新時代を自らの手で切り開くことのできる教育を推進してまいります。

#### ○小澤孝延君

ありがとうございます。

生徒に向けてというのは今お伺いして、非常に感銘を受けたところですが、近年、喫緊に改善すべき課題となっている教職員の時間外労働問題の改善に向けて、DXが推進されることでどう変化していくのか、期待とか展望があれば、お伺いいたします。

#### ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

GIGAスクール構想による端末等の整備に伴い、学校における毎日の健康観察や各種アンケート等がデジタル化され、児童・生徒や保護者への配信、集計が一部自動化されました。また、各種会議や研修のオンライン化により資料や意見等が即時共有され、移動にかかる時間も削減されました。このように、これまでに教職員が行ってきた業務の効率化や簡略化による時間短縮の効果が見られます。

今後さらにDXの推進を目指すことで、今以上に多岐にわたる業務について、効率化や簡略化が図られ、教職員の児童・生徒にかかる時間の確保につながり、あわせて時間外労働問題の改善につながると考えます。

#### ○小澤孝延君

ぜひここは、何でしょう、ビフォア・アフターじゃないですけど、デジタル化が推進される前と後ではどれだけの変化があったという辺りが後で見えるとすごくいいなと思いました。すみません。感想です。

続いて、教育委員会、学校等の教育現場における人材を育成するための人材確保、並びに育成の現状と課題というのがあれば、お伺いいたします。

#### ○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

教育委員会といたしましては、DX人材をICTに関する専門的知識を持ち、機器の操作にたけた効果的な教育活動へ活用できる人材と捉えて、市内に4名のICT支援員を配置しております。ICT支援員は週1回程度、各小・中学校に出向き、現場の困り感やトラブルへ

の対処、授業などの活動支援を行っております。各学校とも計画的に運用し、様々な支援を通してICTを活用した教育実践を進めております。

今後は教職員向けの研修をさらに充実させ、学校のニーズに応じた情報を発信することで、教職員のICTスキルの向上を図り、DX人材の確保、育成に努めていきたいと考えております。

#### ○小澤孝延君

ぜひよろしく願いいたします。先ほど子どもたちの中で誰一人取り残すことのないということがありましたが、なかなか教職員の中でも、ICTが得意な方ばかりではないでしょうから、ぜひ教職員も誰一人取り残さないような取組の中で進めていただければと思います。

先ほど来から言っていますが、Society 5.0とは仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会と定義されています。世の中のテクノロジーが進歩すればするほど、人と人との結び付きという基本に立ち戻ることが重要であるとも言われています。特に、次代を担う子たちの健全育成の観点からも、学校や地域での人と人との結び付きや関わりから生きる力を身に付けていくということはとても重要だと考えています。

デジタル社会の目指すべきビジョンの1つに、あらゆる世代、あらゆる産業を対象とする行政サービスを通じて、社会全体にデジタル化によるメリットを、誰一人取り残さない形で広く行き渡らせることとされています。DXに取り組むことが目的ではなく、子たちをはじめとした市民サービス、福祉向上のためのDXとなるような取組を期待しています。

続いて、空き家や空き地及び所有者不明土地等の諸問題について、お伺いいたします。

人口の減少により、全国的に空き家が増え、近年は市民の生活環境にも深刻な影響を及ぼし始めました。総務省の5年ごとの全国における統計調査によると、平成20年では756万8千戸であった空き家が、平成30年には848万9千戸と、92万1千戸増加し、過去最高となっています。

当市においても空き家は同様に増加していることが容易に想定されますが、当市が把握している空き家や空き地及び所有者不明土地等、それぞれ近年の推移と現状について、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市で把握している空き家の件数につきましては、市民から相談がありました物件を職員が現地確認を行った結果、空き家であると判断した件数となりますが、現時点で741件となっております。また、調査した空き家のうち、所有者不明や相続人が確認できない空き家は14件となっており、年々増加しているものと認識しております。なお、空き地につきましては現状を確認することが非常に困難であるため、市内にどの程度が存在するかは把握しておりません。

#### ○小澤孝延君

本年11月8日に既に休止されていますが、空き家バンクに未登録や把握できていない、特に適切に管理されていない空き家、また空き地及び所有者不明土地等も含めて、今後の対応や対策について、当市としてはどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

空き家の適正管理につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家の状況を調査した上で、所有者に対し、文書や電話で現状をお知らせし、近隣の方に影響を及ぼさないよう、適正な管理をお願いしております。また、最近では所有者不明の空き家が問題となっていることから、国や近隣市町の動向などを今、調査研究しているところでございます。

**○小澤孝延君**

これら、建物の劣化や不審者や害獣、あとは危険害虫、放火を含めた防災とか防犯、ごみの不法投棄、庭木や雑草が生い茂る景観の悪化等の様々な問題が懸念されます。現在、市民からはそれぞれ、どのような声とか要望が寄せられているのか、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

空き家や空き地につきましては、市民から雑草や低木が繁茂し、火災の原因、ごみの不法投棄をされるおそれがあるといった問題が寄せられております。

また、このような相談があった場合は職員が現地を確認した上で、所有者に対しまして文書や電話により適正な管理を行うよう、指導や助言等を行っているところでございます。

なお、令和3年度におきましては、11月末までに空き家に関する相談が38件、空き地に関する相談が156件あり、それぞれ適正な管理を行うよう、指導しております。

**○小澤孝延君**

適正な管理をされている家や空き地はいいですけど、なかなか管理されていない家も増えてきていると伺っています。これらにおいては、スズメバチ等の危険害虫やハクビシン、アライグマなどの野生動物のすみかになってしまうということも問題とされていますが、当市において、危険害虫だとか野生動物等へ対応されたケースがあれば、お伺いいたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

空き家や空き地がスズメバチ等の危険害虫の巣や、アライグマ、ハクビシン等の野生動物のすみかとなっている実態が把握できた場合には、空き家または空き地の所有者に対しまして文書や電話で駆除など、適正な管理を行うよう、指導や助言等を行っているところでございます。

また、所有者から申出があれば、野生動物捕獲用の箱わなの貸出しや捕獲の専門業者を紹介しているところでございます。

**○小澤孝延君**

空き家、空き地、所有者不明土地の様々な問題に対する対応については、多岐に問題が複合しているケースもたくさんあります。状況に応じて都市整備課ですとか防災課、環境課をはじめ、複数の担当課が関わることも多く、市民からは、どこに問合せをしたらいいかわからない、複数の担当窓口を案内されたが結局解決には至らなかったとの声も聞いています。

そこで、空き家等に関する専門家を集めた専門対策室の創設をしてはいかがか、お伺いいたします。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご承知のとおり、現在は空き家の適正な管理については都市計画課が、空き地の枝葉や雑草の管理については環境課が、それぞれ対応しているところでございますので、現時点では空き家等に関する専門対策室の創設までは考えておりませんが、引き続き関係各課の連携を図りまして対応してまいります。

#### ○小澤孝延君

庁舎内の担当課だけではなく、弁護士ですとか司法書士等の士業の専門家、また警察等に関わる諸問題もあることですから、空き家専門対策室等のワンストップ窓口というのはぜひ創設して、空き家や空き地及び所有者不明土地等に関連する市民の困り事に対して、専門的かつ丁寧な案内と対応をするためにも、やはり空き家専門対策室の創設に向けて、ぜひ準備を進めていただきたいと思います。このことについて、改めて、すみません、お伺いいたします。

#### ○建設部長（市川明男君）

答弁いたします。

先ほども市長よりご答弁いただきましたとおり、現時点では空き家等に関する専門対策室の創設までは考えておりませんが、関係各課の連携を図り、対応するとともに、国や近隣市町の動向なども今後注視していきながら、調査研究してまいりたいと考えております。

#### ○小澤孝延君

ありがとうございます。

続きまして、6番目になりますが、これらにおける問題では、例えばスズメバチにより日常生活が危険にさらされたとしても、駆除に関する判断や費用は原則所有者となっております。しかしながら、所有者にたどり着けず、不明な場合にあっては、自治会や近隣が費用を負担して駆除しているという実態もあるようです。

成田市や印西市では、スズメバチ等の危険害虫駆除や、倒壊の危険があるブロック塀等への対応に対して2分の1、上限5万円の補助制度を設けています。

倒壊の危険があるブロック塀への対応については、当市でも既に実施していただいておりますが、今後は空き家や空き地、所有者不明土地等が確実に増加していくということが見込まれますし、さらに問合せが困難なケースに対応する件数が増加することも容易に想像できます。

そこで、これらの問題に対応するための対策として、新たに条例を制定し、補助制度等を検

討してはいかがか、お伺いたします。

**○市長（北村新司君）**

答弁いたします。

本市におきましても、倒壊のおそれのある危険なコンクリートブロック塀等を個人で所有または管理している者が除去を行う場合には、除去に要する費用の一部を補助しており、補助金の額は除去に要した金額の3分の2以内の額で10万円を限度としております。

また、令和3年度につきましては、現時点までに5件の申請があり、そのうち1件で既に工事が完了しているところでございます。

なお、危険害虫や野生動物等の駆除を行うための補助制度につきましては、県や近隣市町の動向などを参考にしながら、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

**○小澤孝延君**

ありがとうございます。

最後、繰り返しになりますが、これら空き家や空き地、さらに所有者不明土地等の適正な管理については、原則として所有者が行うこととされていますが、様々な事情による失踪や保護などを含め、決まりやルールに当てはめられない、対応に窮する困難事例が近年散見されます。

特に、適正に管理されていないことによるスズメバチ等の危険害虫や、倒壊の可能性のある危険ブロック塀等は、通勤や児童・生徒の通学をはじめ、日常生活における安全安心を脅かします。

ぜひ、当市ならではの市民に寄り添った空き家専門対策室の創設と新たな条例の制定に向け、真摯に取り組んでいただくことを要望し、私、小澤孝延の個人質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

次に、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を許します。

**○加藤 弘君**

やちまた21の加藤弘でございます。

質問の第1は、小出義雄杯落花生マラソンについて、伺います。

亡き小出義雄監督は佐倉市に住所を有しておられましたが、関係者のご努力により、マラソン界においては全世界に名をはせた小出監督にお願いし、当市において小出義雄杯と銘打ったマラソン大会の実現にご尽力いただきましたが、予定された2019年以来、諸般の事情により中止や延期となってきました。いまだに実現できていないことから、亡き小出義雄監督のご遺族の方々からは、計画時から早3年、八街市において実際に実現できるのかと、不安の声があったと伺うところであります。

そこで、質問要旨の第1は、令和4年度の開催について、伺います。

**○教育長（加曾利佳信君）**

答弁いたします。

小出義雄杯八街落花生マラソン大会につきましては、第1回大会の開催を令和元年度に予定しておりましたが、前々日の豪雨の影響を受け、参加ランナー、大会関係者の安全確保が困難になったことから、やむを得ず中止となっております。また、第2回大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度と、2年連続での延期となっておりますが、マラソン大会実行委員会において、第2回大会を令和4年度に実行すべく、準備を進めております。

○加藤 弘君

実行委員会の会議や打合せ構成員等はどうになるのか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

実行委員会では、大会運営における専門的事項を処理するため、専門委員会を置き、まず専門委員会において開催要項案や大会運営費等について検討を行い、その後、実行委員会で最終的な決定がなされます。

また、それぞれの委員の構成ですが、実行委員会はマラソン大会に関係する機関の代表者による構成となっており、専門委員会は八街市体育協会陸上専門部を中心とした構成となっております。なお、元マラソンランナーで現在スポーツジャーナリストの増田明美氏により、本大会の運営へお力をお貸しいただけることをお約束いただきました。

○加藤 弘君

質問要旨の第2は、開催内容について、伺います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

令和4年度に開催を予定しております第2回大会につきましては、実質、第1回目の大会となります。大会のコースは10キロメートルの部、1.5キロメートルの部とも、第1回大会で予定しておりましたコースと変更はありません。

開催にあたりましては、参加ランナー、大会関係者の安全を確保するため、日本陸上競技連盟が示しておりますガイダンスに準拠し、状況に応じた新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、大会の目的でもあります市民の皆様積極的に大会運営に参画いただくことにより、地域、市民、ランナーの交流とともに地域の活性化を図ることのできる大会にしたいと考えております。

○加藤 弘君

前回もボランティアを大勢募集したかと思えます。前回は各種団体が多かったんじゃないかと思えます。中には、お手伝いしたかったけどできなかった、そういう連絡をどこにしたらいいか分からなかったという方もいらっしゃいました。

そういうことから、ボランティアはいつ頃から要請し、何人ぐらいを予定しているのか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

ボランティアの募集につきましては、まだ最終決定ではありませんが、令和4年5月の連休明けから7月末までの期間で募集を行う予定でおります。また、募集人数につきましては、現在は大会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の状況や、その対策を考慮した要綱の作成を進めており、開催内容に応じた人数を募集する予定です。なお、第1回大会の際のボランティアの方は110名でした。

○加藤 弘君

陸連だけじゃなくて他の地区も、先般も富士吉田の方で富士山を見ながら走れるマラソン大会がありました、また今月19日ですか、成田市の方で印旛関連の大会がございます。各地区の感染対策等の研究をされてきているのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

他の大会の実施状況になりますが、ここ2年間で実施されている各種大会は、オリンピックの予選大会など、全国規模の大会であり、自治体が主催する大会はほとんど中止になっております。また、民間企業等が主催する大会やイベントを見てみますと、文部科学省からのイベント再開に向けたガイドラインに沿った運営を行っている大会が多いです。八街落花生マラソン大会では感染症対策を徹底し、安全な大会にするため、より厳しい条件となる日本陸上競技連盟のガイダンスに沿った運営を予定しております。

○加藤 弘君

質問要旨の第3、開催の予算等について、お伺いします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

大会に係る予算については、現在、令和4年度の大会開催に向け、実行委員会において検討し、準備を進めております。

なお、収入につきましては、参加費、協賛金、市からの補助金及び前回大会からの繰越金等を見込んでおり、協賛金につきましては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業、事業者の皆様においては大変厳しい状況にありますが、大会の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただきたいと思いますと考えております。

支出につきましては、第1回大会で予定しておりました支出項目に加え、新たに新型コロナウイルス感染症対策に必要となる経費を見込んでおります。

○加藤 弘君

企業等の協賛金をどのぐらい、今回の令和4年は見込んでいるのか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

第1回大会においては企業から約690万円の協賛金を頂きました。企業等におかれまして

は、新型コロナウイルス感染症の影響から大変厳しい状況にあると考えますが、第2回大会開催に賛同いただき、多くの協賛を得られるよう、努力してまいります。

○加藤 弘君

開催時には、市内の物産の販売や、駅付近での朝市等を拡大した開催を検討すべきと考えますが、いかがか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

大会の目的でもあります地域、市民、ランナーの交流と地域の活性化を図るため、第1回大会で予定しておりました、八街駅北口での八街市特産物の販売をメインとしたイベントの開催を第2回大会においても行う方向で関係機関と検討してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

会場付近におきまして、小出義雄監督の生前の姿の写真展等を開催できないかどうか、お伺いします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

写真展におきましては、第1回大会においても小出義雄監督の写真等を準備しておりましたので、第2回大会におきましても同様に準備の方をさせていただきます。

○加藤 弘君

それでは、次に質問の第2、令和4年度は市政30周年になるんです。冠事業について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市が令和4年4月1日に市政施行30周年を迎えるにあたり、八街市の歴史を振り返り、今後のまちの在り方を考える契機とするため、令和4年度の1年間を通じまして記念事業を実施いたします。

冠事業としては、小出義雄杯八街落花生マラソン大会、産業まつり及び八街落花生まつりなど、現在予定されております市主催の既存事業を記念事業とします。また、市及び教育委員会等が後援する市民等の事業についても、記念事業として賛同いただける場合は、八街市市政施行30周年記念事業を冠として、実施していただく予定でございます。

なお、職員によるプロジェクトチームでデザインした記念ロゴマークを、市制施行30周年記念事業に合わせて発行する定住移住事業のPR冊子に使用するほか、チラシなど、印刷物に積極的に活用し、さらに記念事業を記した横断幕及びのぼり旗の貸出しを行い、30周年記念を盛り上げるとともに、30周年に係る情報を発信してまいりたいと考えております。

○加藤 弘君

新たな事業はしない、既存事業に市政30周年の冠をかぶせるということですけど、せめて駅北口前の街路灯の上の方、横にバーがございます。このバーにフラッグをつけるなりなん

なり、そういう盛り上げの環境づくりをする考えはないか、また商店街等にもそういう依頼をしていくことは考えられないのか、お伺いします。

○総務部長（會嶋禎人君）

今お話がございました、北口にあります街路灯へののぼり旗のようなものの設置、これらは各商店街にご協力いただかなければなりませんけれども、いろんな団体の協力を得ながら、その辺も検討してまいりたいと思います。

○加藤 弘君

30周年にちなみまして、表彰規程にはないけど、日々いろんな形で努力されている方、例えば、まちおこし活動や地域のボランティア活動、また無償で介護の活動をされている方、そういう方の特別表彰等を検討していただく考えはないのか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

八街市の表彰規程の中の表彰の基準でございますが、この中に市の公益及び振興、発展に尽力し、功労顕著な者という項目がとりあえずございます。この規程で、社会福祉協議会等から推薦のあった、そういった功労者の方々を表彰するということでもありますので、今回特別ということも含めた中で、こういった基準に該当すると思われる団体等ございましたら、ぜひご推薦いただきたいというふうに考えております。

○加藤 弘君

そういう対象になる方を探すのは大変だと思いますので、各地区に推薦依頼等をいつものようにしていただければ、より多くの方の名前が挙がってくるんじゃないかと思います。まちのために一生懸命に努力されている方はたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方にも目を向けてあげてほしいなと思います。

質問の第3、マイナンバーカードについて、お伺いします。

政府は、マイナンバーカードの取得者に最大2万円分のポイント付与、新たなマイナポイント事業の経費として2021年の補正予算案に1兆8千134億円を計上すると発表されました。カードの普及促進と消費活性化が狙いでございます。マイナポイントを含め、デジタル技術で地域活性化を図るデジタル田園都市国家構想に関する事業の総額は2兆円程度にのぼる見通しと伺っています。

新マイナポイント事業はカード取得者を対象に最大5千円分、健康保険証として利用登録すれば7千500円分、交付金を受け取る口座を登録すると7千500円分を段階に応じて付与すると発表されました。

総務省発表によると、マイナンバーカードの交付枚数は11月16日時点で5千万枚を超えたが、普及率は4割弱にとどまり、政府は2022年度末までに、ほぼ全ての国民に行き渡らせるという目標を掲げており、普及を加速させたいと行動されております。

そこで、質問要旨の第1は、普及状況と、その活用状況について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

マイナンバーカードの普及状況でございますが、カードの交付は平成28年1月に始まり、令和元年度に1千958枚、令和2年度に7千252枚、令和3年度は10月末時点で6千561枚が交付され、累計で2万5千906枚、交付率は37.6パーセントとなっております。

活用状況につきましては、マイナンバーカードの表面に本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されていますので、本人確認のための証明書として利用できます。本年10月からは、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の機能を利用し、全国のコンビニエンスストアなどで証明書の交付ができるコンビニ交付サービスを開始しました。そのほかにも、国税電子申告・納税システムであるe-Taxサイトからの確定申告や、健康保険証としての利用も可能となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、消費喚起や生活の質の向上を図るため、マイナポイント事業の第2弾が予定されております。

今後も政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルサイトを用いた子育てや介護に係る行政手続における利用や、ワクチン接種証明の電子化、運転免許証との一体化など、さらなる利便性向上が図られる予定でございます。

**○加藤 弘君**

県内の他市の交付状況について、お伺いいたします。

**○市民部長（吉田正明君）**

令和3年10月末の千葉県におけるマイナンバーカードの交付率につきましては39.9パーセントでございます。八街市の交付率につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、37.6パーセントという状況でございます。県内54市町村中26番目という状況でございます。なお、県内で一番高い交付率を示している自治体は49.0パーセント、一番低い自治体で27.1パーセントという状況でございます。

**○加藤 弘君**

報道によりますと、政府の方針で普及促進と経済対策としてポイントの付与が報道されておりますが、その際は現状のカウンターとはまた別の場所を準備するのか、お伺いいたします。

**○市民部長（吉田正明君）**

マイナポイント事業の第2弾の実施に伴いまして、大変に申請者が増加するという点については当然予想されますので、状況に応じまして、マイナポイント専用窓口の設置につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

**○加藤 弘君**

先ほどの市長答弁の中で、健康保険証として利用可能ということでしたが、市内の医療機関では現在どのような状況か、お伺いいたします。

**○市民部長（吉田正明君）**

カードを健康保険証として利用していただくには、医療機関等におきまして顔認証付のカードリーダーを設置していただく必要がございます。そういった中で、八街市内におきまして

は、11月21日現在の数字ということにはなりますけれども、歯科で1件、薬局で1件、計2機関が市内で運用を開始していただいているというふうに承知しております。

○加藤 弘君

ということは、まだまだ医療機関では実際にはそこまで進んでいないということですね。

○市民部長（吉田正明君）

ただいま答弁させていただきましたように、健康保険証として利用していただくには、受け手側、いわゆる医療機関なり、薬局側の方でカードリーダーというものを設置していただけないと保険証としての利用がなされないということになってまいります。したがって、本格的な運用に入ってくるのは、まだこれから先になるのではないかとこのように考えています。

○加藤 弘君

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、加藤弘議員の個人質問を終了します。  
会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午後 2時07分)

(再開 午後 2時17分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新誠会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会、石井孝昭でございます。

これより、今回の議会では2つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、特定事業について。そして2点目は、農業問題等について、ご質問させていただきます。

それでは、質問事項1、特定事業の現状について、ご質問させていただきます。

まず、特定事業とは、宅地造成、そして農地のかさ上げ、客土行為、これらを含む、土地利用の形態等を問わず、一定規模の区域に土砂等で埋立て等を行う事業です。土地の利用に関して、地形が均一となるため有効な一面があることや、地域の環境整備に対しても効果がある一方、地域住民に対しては、環境が変わることによって様々な影響を及ぼしているのが現実でございます。

本市の特定事業の現状について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の特定事業につきましては、過去5年間で12件の許可を与えております。このうち令

和3年11月現在で稼働している件数は6件となっております。特定事業が完了した後の土地利用につきましては、倉庫や事業所などの建設地や、農地が主なものでございます。

○石井孝昭君

12件ということで、ご答弁いただきましてありがとうございます。

それでは再質問ですけれども、特定事業を行う必要性や重要性について、八街市としてはどのようなことと捉えているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

もともと低地や不整形で管理や使用が難しい土地が、特定事業を行うことにより土地が平坦になることから管理や使用がしやすくなり、土地の有効利用を図ることが可能となります。また、公共工事や民間工事で発生する残土の有効活用を行えることが必要性の1つと考えております。

○石井孝昭君

確かに公共残土の受入れというのはとても大事なことだと思いますけれども、八街市としては公共残土を出すというより入れる方が多いのかなと、このように思っています。

先ほど12件ということでしたけれども、ここ数年、5年、10年とありますけれども、特定事業はどのぐらいの地域でどのぐらい行われているか、具体的な地域名が分かればお願いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

特定事業の許可の箇所につきましては、過去5年間で申し上げますと、夕日丘区が3件、用草区が3件、上砂区2件、そのほか東吉田区、吉倉区、四木区、小谷流区で各1件ずつの、計12件となっております。

○石井孝昭君

今、地域性の報告を頂きましたけれども、どちらかというと夕日丘から南部地域が多いのかなと。中山間地とは言いませんけれども、山間地を抱える地域がとても多い、このような傾向があるというふうに思います。

それでは2番目の質問へ行きます。特定事業の許可基準についてですけれども、八街市の許可基準について、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の特定事業の許可基準につきましては、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例により基準が定められております。

許可基準の一例といたしましては、搬入する土砂等の発生場所ごとに、安全基準に適合した土砂等である証明書の提出、事業区域の土地所有者と事業区域に隣接する土地所有者の100パーセントの同意や、事業区域近隣300メートルの住民80パーセント以上の同意が必

要などがございます。

○石井孝昭君

近隣の自治体は、特定事業に係る近隣住民の同意が必要な範囲は300メートルということでしたけれども、近隣はどのような範囲と把握されているのか、ご質問させていただきます。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

近隣自治体の同意が必要な範囲は、本市と同じ特定事業区域から300メートル以内となっている自治体が多い状況となっております。

○石井孝昭君

佐倉市では100メートルと、要件を非常に厳しくされていらっしゃる場所もあるし、300メートルの8割の同意というのは非常に妥当と思う反面、100パーセントの同意が本来はあった方がいいような気もしますが、なかなかそれでは地権者の合意が取りにくいという事業者に対しての配慮も必要なのかなど、このように思っています。

そこで、3つ目の質問に移ります。特定事業を行うことによって、いかに地域住民の福祉の向上に資するかということが何よりも肝要だというふうに思っています。業者の中には事前申請相談を経て、申請の段階から様々に市との取決めが行われて、特定事業が許可されていきます。特定事業に対する行政指導について、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の特定事業の行政指導につきましては、特定事業を行う者に対し、周辺住民等への対応や特定事業の許可等の条件違反にならないよう、ふだんよりパトロール等を行い、その中で助言、指導等を行っております。なお、許可等の条件に対して違反を行ったと認められる場合には、特定事業を行った者に対し、使用した土砂等の全部または一部の撤去を命じる措置命令や許可の取消し等、行政処分を行うこととなります。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

特定事業を行っている際に、地域住民の方から時折ご相談を受けるんですけれども、大型車輛の通行に際して、通行時間等のルールを守らない車輛が結構あつたりしますと、市民の皆さんからお聞きすることがあります。事前に、例えば通行時間を朝8時、9時からということで通常は運行協議をすると思うんですけれども、学校の通学時間帯を避けて通るということで取決めをするんですけど、実は昨日は朝6時からトラックが入っていたよ、7時から入っていったと、こういった声をよく聞くんですね。これについてはとても許容しがたいという地域住民の方の怒りの声が聞こえてくるんですけれども、これに関して、市としてどのように把握されているのか、現段階で。ご答弁いただければと思います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

特定事業を行う際に、事前に道路管理者と事業者で車輛の運行に関する協議を行っており、その中で運行時間、運行台数などを記載した運行協議書を提出してもらっております。協議書に記載されている運行時間を守らない車輛があり、先ほどのような、朝早いとか、夜遅いとか、通報があった場合には、事業者に対し、是正するよう、道路管理者とともに指導を行っているところでございます。

#### ○石井孝昭君

許可を頂いた会社と実際にトラックに乗ってくる方、大型ダンプが多いと思いますけれども、事前に聞いていないとか、実際には、そこの連携が取れていない場合が結構あったりしますので、その辺は今後の課題として、しっかり捉えてもらいたいと思います。

行政権者の市と、許認可を与えられる業者さんとの関係以外に、警察との運行協議が必要になってくると思うんですけれども、何かあった場合には、警察がある程度、運行許可証を出したりします。警察との運行協議が事前に必要なのか、ご質問させていただきます。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

特定事業に関しましての運行協議につきましては、道路管理者と事業者との協議となりますので、警察との協議は必要ございません。ただし、運行する箇所に交通規制がかかっているとか、そのような場所につきましては警察との協議が必要になってまいります。また、運行車輛などに問題がありましたときには、当然、警察と協議し、適切な対応を図ってまいります。

#### ○石井孝昭君

千葉県は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例というのを定めています。いわゆる千葉県残土条例ということで理解しているんですけれども、八街市は平成17年に、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例、八街市埋立て条例と私は呼んでいるんですけれども、これを定めています。これを見ると、八街市は千葉県の残土条例、略称しますけれども、この残土条例に該当する自治体には入ってなくて、なぜ独自の条例をここで定めたのか、ご質問します。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

市で条例を制定することによりまして、土砂等の埋立ての申請書が市へ提出されますので、事業計画や現場の把握が容易になります。また、事業者への指導に対しましても素早い対応が可能となるなどの理由で、八街市独自に条例を制定しているものでございます。

#### ○石井孝昭君

平成17年から大分たっていると思うんですけれども、平成の前後から大分、八街市で埋立てが加速されて、いろんな業者さんが埋立事業を行っていたというふうに記憶しているんですけれども、その頃に恐らくそのような対応をされたのかなというふうに理解しているんですけど、例えば千葉県の条例を見ると3千平米以上の埋立てというふうになっております。

八街市においては500平米以上ということで、機動的な動きをするということで理解しているんですけど。

県の条例だと、この前に条例改正があつて、カドミウムとかトリクロロエチレンについて、環境基準を大変厳しく設定しています。八街の条例に関しては、まだそこまで、埋立て等の条例なので、ここにはそれは載っていないのかもしれませんが、千葉県で一時間問題になった、カドミウムとかトリクロロエチレンというものが工場地帯で検出された関係で、恐らくこれが一部改正されたというふうに聞いているんですけど。

特定事業を行っていく際、地域住民の生活がとても心配だという声を聞いたりします。つまり、今は法律が改正されたので、しっかり土砂のマニフェストを作って、こういうところで出た発生土にこのような処理をして、このような運搬をしていますということで、砂とか土砂に名前は書いていませんけど、それをしっかりマニフェスト化したものを、いわゆる埋立地に、許可したところへ行って埋立てをするという事業でないとは今は許可が下りないので、通常は、大きい事業所だと、入り口に検番を置いて、検査をして、トラックのナンバーをチェックして、トラックを開けて、砂をしっかりと見て、埋め立てていいですよとやるんですけど、最近では、そこまでやりなさいということではなくて、行政指導までしかできないということなので、地域の方からは、水質について、結構心配の声が上がっています。

八街市の条例を見ると、市は環境基準を定めていて、環境審議会の意見を聞かなければならないとか、そういったことだとか、水質検査のチェックをしっかりとしなきゃいけない、水質の調査をしっかり事後にしてくださいというような措置命令、条例でうたっております。

特定事業完了後の水質調査、近隣の調査についてはどのように対応しているのか、ご質問いたします。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

特定事業を実施中、6か月ごとに土質及び水質検査を行うことになっております。また、特定事業完了前にも土質及び水質検査を行い、水質の異常がないか、監視しております。また、市の方で発注しております地下水の水質調査の中で、特定事業完了箇所付近の井戸の調査を行い、監視活動を続けているものでございます。

#### ○石井孝昭君

飲用水については、そのように対応していただいて、本当にありがとうございます。また、特定事業を行った場合には機動的に行っていただきたいんですけども、この条例を見ると、特定事業が施行されている間において、特定事業以外の地域、排水業者の方だと思うんですけど、排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることや、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていることというのが12条の1と2で同じくうたわれています。

特定事業所から出される排水の水質検査については、どのような措置、また対応しているのか、分かりますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

今、条例の方で排水の件につきまして、水質検査を求めています、その事業期間中にも検査の結果の提出を求めています。

○石井孝昭君

雨が降ったり、ちょっと濡れた土が運搬されたときに排水が流れてくるので、その辺をしっかりとチェックしてほしいということでございます。

八街市の条例を見ると、罰則規定が入っています。中には、たちが悪いというか、そういった者には懲罰規定があったり、1年以下の懲役、そして100万円以下の罰金、50万円以下の罰金、30万円の罰金というような、該当する罰則規定を明文化しているんですけども、罰則規定に該当する案件がかつてあったのかどうか、ご質問いたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

特定事業を行っている事業所にパトロール等で立入検査を常時行っております。その際に、口頭等で指導を行ったことはございますが、条例に抵触し、罰則を適用した事例については現在のところございません。

○石井孝昭君

事前に特定事業の許可を取っている業者なので、通常不法投棄とは違う概念だと思いますけれども、今後しっかりと対応していただきたいと思います。

特定事業完了後に土地の利用についての追跡調査が必要だと考えますけれども、事前申請では例えば果樹園を造るとか、太陽光発電を造るとか、いろいろあると思いますけれども、それについて特段の縛りはないというふうに理解していますが、例えばとんでもないものを建てるとか、そういったことはいけないので、追跡調査が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

特定事業におきましては、事業完了後、地目が山林、畑以外の土地の跡地利用につきましては特に規制はありませんが、山林の伐採を伴う特定事業を行う際には、3千平方メートル未満は市への届出、3千平方メートル以上の伐採につきましては千葉県北部林業事務所への林地開発等の届出、許可申請が必要となっており、跡地利用につきましては、県、市がそれぞれ指導等を行っております。また、畑地につきましては、事業完了後に農業委員会の指導により農地として利用することとなっており、農業委員会が確認を行っております。

今後も目的に応じた完了後の確認を行ってまいります。

○石井孝昭君

特定事業においては、例えば山林だとか雑種地だとか農地、全てに適用されるので、どの特定事業ということではなくて、特定事業という大きなくくりの中で実施されるというふうに理解しているんですけども、今のご答弁の農地、いわゆる畑地の農地利用について、八街

市の埋立条例では、軽微な農地改良は適用除外というふうになっています。軽微な農地改良の適用除外の内容について、お伺いさせていただきます。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

農地法上、土砂等利用による農地造成については、農地法第5条の一時転用許可が必要となります。ただし、農業者が耕作するにあたり、農地を簡易的に造成し、より耕作しやすい農地として活用したい場合には、農業者に負担とならないように様々な条件を満たすことで、届出で埋立てを行うことを認めております。

また、八街市の埋立条例では500平米を超える土砂等利用による造成工事については許可が必要となっておりますが、軽微な農地改良については規則により条例の適用除外となっております。

そこで、農業委員会といたしましては、本来、届出で処理を行える軽微な農地改良事業であります。500平米を超える事業につきましては総会に諮り、承認を得た後に、軽微な農地改良適合証明を交付しております。

○石井孝昭君

軽微な農地改良については、農業委員会で500平米を超えると許可証を出しているということですが、しっかり把握していただきたいと思っています。

軽微な農地改良、これに関しては八街市では過去どのぐらい行われているのでしょうか。

○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

答弁いたします。

過去5年の軽微な農地改良の状況を説明いたします。平成29年度につきましては件数で23件、面積で6万2千734.95平方メートル。平成30年度は6件、1万1千848.04平方メートル。令和元年度は3件、8千561.47平方メートル。令和2年度は6件、8千322平方メートル。今年度、令和3年度につきましては11月現在で12件、1万4千40平方メートルとなっております。

○石井孝昭君

軽微な農地改良について、平成29年度から一旦は下がり傾向ですけど、今年度はちょっと増えているということでございます。

特定事業に係る関連質問なんですけれども、例えば農業委員会、農地に関するものは最適化推進委員が現場の把握を実際にして、農業委員会で決を採って、現地調査をされているので、ある程度そのようなことで目を光らせていることで、非常にありがたいと思うんですけれども、特定事業に関してはちょっと趣旨が違うので、何というか、定期的な監視は行政で、環境課を中心にパトロールしていらっしゃると思いますけれども、最適化推進委員的な制度があれば、特定事業についても、先ほどの追跡調査をスムーズにできるのかなと思いますので、横断的な取組ができれば、課をまたいでできればいいと思うので、その辺、部長、今後お考えいただいて、対応していただければありがたいと思いますので、よろしくお

願いたします。

それでは、質問事項2に移らせていただきます。農業問題について。

水田農業についてでございます。本市の基幹産業が農業であるということは言うまでもありませんが、畑地利用の農業が主体で90数パーセントです。しかしながら、少ない水田を守っていく、多面的機能の活用の一翼を担っている水田農家もしっかり守って、育てていかなくはいけません。八街市の米農家の現状について、お伺いさせていただきます。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の水田は、市の耕地面積の約4パーセントであり、以前は100ヘクタール以上が耕作されておりましたが、基盤整備されていない農地や農地転用などにより、現在では約70ヘクタールまで減少しております。

また、米生産農家は現在120戸で、1戸当たりの経営面積も、他の地域と比較いたしますと規模の小さいものとなっております。

#### ○石井孝昭君

米農家という表現をさせていただきましたけれども、ご自宅で食べる、ご自分で食べる農家の方が多いのかなというふうに思いましたけれども。

ここ近年の米価を見ると、下落傾向に歯止めがかからない現状が続いています。農林水産省が10月14日、2021年度産の米の9月の相対取引価格を発表しましたがけれども、公表によると、相対取引価格は前年同月比で12パーセント下落している。米価の下落の原因は、コロナ禍により外食産業の米需要が激減して在庫が積み上がっている、その上、今年は豊作となり、さらに余剰感が膨らんでいることが要因として上げられると。

このような状況をさらに助長させている要因として、1970年から2017年まで、およそ50年間にわたって実施された減反政策が2018年度に廃止されたということですが、その間もないタイミングでコロナ禍となったのが原因、要因であることが推測されますけれども。

米価の下落に対しての市の対応について、ご質問させていただきます。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今年の米価につきましては、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により米の需要が減り、買取価格が昨年度に比べ大幅な下落となり、米の生産農家に大きな打撃を与えております。

現在、国の米施策における経営所得安定対策として、米等の当年産の販売収入が標準的な収入額を下回った場合に、その差額の9割が補填される収入減少影響緩和交付金や、令和元年度から全ての農作物を対象に、自然災害による収入減少や販売価格の低下等の収入減少を幅広く保証する収入保険制度が開始されております。

本市におきましても、このような制度の活用を推進して、安定した農業経営ができるよう、

支援してまいります。

○石井孝昭君

米価の下落については、皆さん、ご案内のとおりだと思うんですけども、八街に住んでいるとなかなかそれが実感としては伝わってこないんですが、ただ、農業関係者、県外の関係者とお話する機会があると、特に東北、北陸、北海道も含めてですけども、激震で、一般のコシヒカリが9千円なんです、今年は。10年、15年前に比べれば約半値ですね。1俵9千円ですから、お米を作るだけで精いっぱいですし、機械の維持などとてもできない、そういった農家が非常に多い状況でございます。ですから、米価の下落というのは国策で本来は進めなきゃいけない。市長の答弁のとおり、収入安定策、そして収入保険制度もしっかり活用しないと、日本の米農家は生きていけない、このような状況にあります。

そこで、水田農家の転換策として、公益化に向けての取組というのが国の方では令和4年度の農林水産省の概算要求の中で示されているんですけども、農林水産省としては高収益作物の導入、定着を図るために水田農業高収益化推進計画に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、水田の畑地化、汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械導入、施設の導入、種の確保等の取組を計画的かつ一体的に推進していくこととしています。

そこで、水田農業の高収益化に向けた対策について、お伺いさせていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

水田農業における高収益化は、農地の基盤整備や機械、施設の導入と併せまして、水田の畑地化や高収益作物への転換をすることで交付金を受けることができます。

本市是水田における一戸当たりの耕作面積が小さく、また耕地面積の約96パーセントが畑地であることから、あえて水田を畑地に替え、畑作物へ転換するような取組は難しいものと考えておりますが、地域から要望がある場合には、千葉県と連携して支援してまいります。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

八街市に水田活用の直接支払交付金、この制度があるんですけども、例えば加工用米とか飼料用米、これに転換した場合には国の保険制度があって、ここ数年、これに助けられている農家がすごく多い。千葉県の中でも米作地帯はこれで非常に転換してきているということがあるんですけども、例えばWCS（ホールクロップサイレージ）、これに転換している、この稲に転換しているところや、米粉用のお米、麦や大豆に転換することによって補助金を受ける米作地域、こういったものへの直接支払交付金の活用があるんですけども、本市でその支払交付金の活用例はございますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

水田活用の直接支払交付金は、転作によって米の生産数量目標を達成するため、地域ぐるみ

で取り組んでいる市町村もございますが、本市におきましては生産数量目標を達成しており、積極的にこの交付金を活用しようとする生産者はなく、現在のところ実績の方はございません。

#### ○石井孝昭君

分かりました。

米の需要拡大、これがやはり問題になっています。平成になったときは日本全国で1千万トンの米が消費されていたんですけども、今ここ最近では日本全国で約700万トン、約300万トンの米を食べなくなりましたね、日本人は。ここ20年から30年で小麦粉、パスタやパン食に代わってきているということなんですけれども、米の需要拡大、先ほどの質問にもありましたけれども、消費を拡大していかないと、根本的には解決していかないと思っています。

学校給食の話が先ほど出ましたけれども、学校給食での米飯の利用促進を図っていくことはとても大事なことで、政策の1つではないかと私は思っています。例えば米飯の割合を増やすことはできないか、また米粉を使ったパンとか、一時、はやりましたよね、米粉のパン。最近ではほとんど見ないんです、米粉のパンをそんなに見ないと思うんですよ。当時はベトナムから米を入れて米粉にしたりすることもあったんですけども、ここ最近ではちょっと聞かなくなりました。例えば米粉のパンを増やしたり、ベトナムのフォーとかビーフン、これはお米ですよ、こういったものに転換して、栄養をしっかりと保ちながら、学校給食等で活用できないものか。

先ほどのご答弁で、八街はそんなにお米を作っていないので、給食全体に供給できるような、いすみ市みたいな形はできないかもしれませんが、今回はお米に限って質問しているので、そのような転換をしていくような活用、これをちょっと学校給食、お米の給食での消費拡大ができないかという質問でございます。いかがでしょうか。

#### ○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

本市の学校給食におきましては、週5回のうち3回を米飯給食としておりますが、給食センターには当初から米を炊くための設備を備えておらず、米飯は千葉県学校給食会から購入しております。千葉県学校給食会では千葉県産のフサコガネを県内で統一して使用しており、地産地消が配慮されているところです。

ご質問の米飯の割合を増やすことにつきましては、週単位及び月単位の栄養価の管理、米飯購入先等の調整、さらには賄い材料費や保護者の皆様から頂いている給食費との兼ね合いがありますので、米の需要拡大も考慮しながら、総合的に研究してまいります。

また、パンにつきましても、千葉県学校給食会から購入しております。パンの材料には国産の北海道産小麦粉90パーセント、そのうち2分の1は超強力小麦のユメチカラを配合しております。それに千葉県産米粉10パーセントなどをミックスしたパン専用の粉が使用されており、パンにつきましても地産地消が配慮されております。

なお、米が原料のビーフンやフォーの活用につきましては、献立計画や賄い材料費との兼ね合いもありますので、今後の研究材料にさせていただきたいと考えております。

#### ○石井孝昭君

既に配慮されているということはとてもありがたいことだと思います。さらに、事情を勘案しながら、地産地消という言葉が出ましたけれども、今は国産国消、国で作られたものを国でしっかり消費していくというような表現に一方では変わってきているので、しっかりその辺を学校給食へ浸透していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。新規就農者育成総合対策について、ご質問させていただきます。

現在の制度である農業次世代人材投資事業からの転換の内容についてでありますけれども、農林水産省としては令和4年度予算として農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修資金、親元就農を含む経営開始時の投資を基本とする経営開始資金、雇的就農の促進のための資金の交付、伴走機関等による研修向けの農場の整備、新規就農者への技術サポート、農業大学校、農業高校等における農業教育高度化等の取組を国と地方が一体として支援するとともに、職業としての農業の魅力の発信等の取組を総合的に支援する取組として新規就農者育成総合対策を行います。

そこで、現在の制度である農業次世代人材投資事業からの転換の内容について、ご質問させていただきます。

#### ○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先般、国の令和4年度予算の概算要求におきまして、国の新規就農対策が大きく見直されることが発表されましたことは、個人質問1、日本共産党、京増藤江議員に答弁したところでございますが、ご質問の農業次世代人材投資事業も見直される予定となっております。

大きな変更点でございますが、経営開始への支援として、これまで年間150万円を5年間支援する内容でございましたが、見直しでは経営開始資金として最大1千万円の支援となります。1千万円、公庫から無利子の融資を受け、その償還金について、国と地方が支援するという方法に変更されます。また、1千万円の一部を毎月の定額助成として、最大13万円を最長3年間まで受け取ることも可能となっております。

そのほか、大きな変更点として、地方負担が求められることとなります。地方負担につきましては、現時点では県の負担になると聞いております。

#### ○石井孝昭君

この事業の詳細について、国の方で正式には確定していないということで理解しているんですけども、従前の制度と比較して、採択要件で変更等があればお聞きしたいところなんです。例えば従前の制度では、親の経営を継承する場合、農地の名義変更が必要だったり、畑地の分類別や作物の分類別などという縛りがかつてはありました。この縛りについて、今回の見直しによってどのような点が変更になるのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

採択要件につきましては、これまでの年齢要件や人・農地プランに位置づけられていることなどは同様ですが、親元就農の場合、現行の制度では5年以内に経営継承を行うほか、親の経営とは別の新規作物の導入が必要であるなど、親元就農者以外の新規参入者と同等の要件を課されておりました。見直し後は、5年以内の経営継承はこれまでどおりの運用ですが、新規参入者と同等の要件については緩和され、新規作物を導入しなくても早期に所得の向上などの経営の発展に資することで事業の対象となると伺っております。

○石井孝昭君

最後に、新制度の本市の農業政策推進への活用ということですが、今回の制度見直しによって、今のご答弁だと1千万円の融資を受けられる、トラクター等の機械の導入が容易に、しやすくなって、すぐに営農活動ができることはかなりメリットだというふうに思っています。農業生産では機械操作はもちろんのこと、経験によって培われる技術がとても大事で、大変重要なことだと思います。そこで、特に担い手、若者だけではないですが、担い手である農業者の皆さんが持続可能な農業を目指す観点から、新規就農者へのサポート体制がとても重要であるというふうに考えています。

八街市として、新規就農者に対してのサポート体制、ほかの末端の市町村はあまり行っていない事業なんですけれども、この具体化が図られれば、八街市は突出した新規就農者へのサポート体制ができるんじゃないかと理解しているんですけれども、新規就農者に対してのサポート体制をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木広美君）

今の質問は、最後の②新制度の本市の農業政策推進の項目でよろしいですか。

○石井孝昭君

はい。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

従来の農業次世代人材投資事業は、経営開始から年間150万円を5年間の分割交付でありましたが、新たな制度では1千万円の融資を一括で受けられ、就農初期に必要なトラクターなどの農業用機械やパイプハウスなどの施設の導入といった、初期投資が可能となります。

本市の農業政策では、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、省力機械やパイプハウスなどの施設の導入を推進していることから、新制度により就農当初から安定した営農が始められることは大きなメリットであり、他の補助制度と組み合わせることで、さらに新規就農者への支援の幅が広がるものと考えております。

本事業の詳細については、まだ不確定な部分がありますが、新たな後継者対策としてより多くの新規就農者の着実な経営発展につながるよう、期待しているところでございます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございます。市長答弁の流れの中で、サポート体制について、すみません、先に、ちょっと私が勘違いしまして申し訳ございませんでした。

持続可能な農業を目指す観点から、新規就農者へのサポート体制、これについては担当課としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

**○経済環境部長（黒崎淳一君）**

お答えいたします。

これまでも新規就農者の技術や経営面、または農地などの様々な相談に対応できるよう、県の普及指導員や農地利用最適化推進委員の皆様にご協力をいただき、サポート体制を整えているところでございます。また、新規就農者にとって、より効果的かつ効率的な支援の相談窓口であります千葉県農業者総合支援センターの活用を含め、引き続き新規就農者へのサポートに努めてまいります。

**○石井孝昭君**

ポイントは、1千万円ということなんですけど、数字にとらわれることなく、例えばトラクターを買っちゃいました、500万円のトラクターを買って、500万円でハウスを建てました、ハウスで500万円だと恐らく3、4棟しか建たないんですけど、例えば施設を整えました、機械を整えました、だけでは農業は成り立ちませんよね。これはしっかりしたサポート体制がとても必要だと思うので、私は今の普及センター、もちろん改良課も含めてなんですけど、県の総合支援センターも含めてですが、八街市として、申請者が来たとき、特に農政課の担当としても、サポート体制を充実してほしいというのが1つの願いです。

例えば新規就農者が八街に、これから来年度に向けて説明会に来られるでしょうけれども、その説明会を開いたりだとか、このような事業展開をされる、新制度に変わっていくという説明会をやっていただいたり、そのようなサポート体制で事業が執行されれば、しっかりとアドバイスできるような体制を市としても担当課としてもとっていただけるように、お願い申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（鈴木広美君）**

以上で、新誠会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

お諮りします。

本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

日程第3、休会の件を議題といたします。

明日、12月4日から6日は休日及び議案調査のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。12月4日から6日は休会することに決定いたしました。

12月7日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時04分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第10号

提案理由の説明

2. 一般質問

3. 休会の件

.....